

パラグアイから広がるビジネスチャンス 南米の輸出拠点



- もうひとつの日本
- 南米随一の治安の良さ

- 充実した投資
インセンティブ
- 約3億人のメルコスール
市場へのアクセス



編集

JICAパラグアイ事務所
在パラグアイ日本商工会議所

校正（敬称略）

スペイン語：森谷ヘンリー

日本語：中山ハスミン

ご協力

パラグアイ日系医師・歯科医会
日系弁護士・公証人会
パラグアイ日本語 通訳翻訳協会
日系農業エンジニア会
日系農業協同組合中央会
アスンシオン日本人会
パラグアイ日本人会連合会
在パラグアイ日本国大使館
ジェトロ
在パラグアイ日本商工会議所 会員
REDIEX 投資輸出促進局（商工省）

目次

Marzo 2021



1 一般情報	P 9
1.1 国概要	
1.2 インフラストラクチャー	
1.3 経済構造	
1.4 法人の組織構造	
2. パラグアイと日本	P 19
2.1 外交関係樹立100周年	
2.2 日系団体の活動	
2.3 パラグアイにおける日本の政府開発援助(ODA)	
3. 投資メリット	P 26
3.1 マクロ経済指標	
3.2 主要輸出業界の一覧表	
3.3 投資メリット	
3.4 投資コスト比較	
3.5 パラグアイの課題	
4. 金融業	P 31
5. 法的枠組み・税制	P 33
5.1 投資関連制度	
5.2 税金	
5.3 市税	
5.4 輸出入制度	
5.5 商標登録	
5.6 労働法	
6. 出入国在留管理制度	P 40
6.1 滞在形態	
6.2 手続きに必要な書類	
7. 生活	P 42
7.1 居住環境	
7.2 教育	
7.3 保健医療	
7.4 食事	
7.5 観光&娯楽	
8. 在パラグアイ日本商工会議所	P 50
9. 日系組織・団体	P 56



「山椒のように小粒でピリリと辛い」

「山椒のように小粒でピリリと辛い」と以前、ある駐パラグアイ日本国大使がパラグアイのことをこう表現されていました。小さいけれど打てば響く、パンチがある、味がある、若い活力がある、と。

ある国の良さを知る方法には、現地で実際に生活する者からの情報と、統計や第三者が提供するレポート等からの情報があります。

今回、投資ガイドブック「パラグアイから広がるビジネスチャンス」を独立行政法人国際協力機構（JICA）と共に作成するにあたり、基本的な情報を網羅的に提供しつつも、現地で生活しながら日々ビジネスを行っている者の視点から、ビジネス・投資の候補地としてのパラグアイのメリット・魅力を公正な尺度でお伝えしたいと思います。

人口700万人のパラグアイは、一国ではビジネスパートナーとして小さな市場ではありますが、南米南部共同市場（メルコスール）を考慮すると、2億6千万人も人口を擁する一大経済圏です。ラテンアメリカ地域以外の市場に対しては内陸国という制約がありますが、同じメルコスールで南米の巨大市場であるブラジル、アルゼンチンに隣接し、メルコスール非加盟国であるその他ラテンアメリカ諸国へも関税無税で貿易が出来るなど、南米の玄関口としてその存在価値を高めています。

また、豊富な若い労働力、親日且つ温和な国民性に加えて、政府による税制上の優遇措置や投資促進法などの法整備が整っている事も、投資先としてのパラグアイの魅力です。本ガイドブックではそれぞれの魅力を余すことなく、ご紹介したいと思います。

また、プライベート・日常生活の観点からもパラグアイは信頼の置ける国です。治安の良さに加えて、民族的・文化的な混成が深化しているパラグアイ社会は、異文化の受容力が高く、生活すれば駐在員もそのご家族も皆さまが快適に過ごすことが出来るでしょう。もちろん、移住80周年を超えた日系社会が長年の歴史の中で築いた日本・日本人に対する尊敬の念や親しみが深い事は言うまでもありません。まさにパラグアイは南米に存在する「もうひとつの日本」なのです。

パラグアイとの物理的な距離が有利になる可能性もあります。コロナ禍の中、働き方の変化に応じたIT技術の活用によって実質的な距離を縮めることが出来ている様に感じます。日本とは約1.8万キロの距離があるものの、パラグアイ進出によって日本企業が地球の反対側に位置する南米市場へのアクセスを容易かつより少ない時間で実現できるという利点があります。12時間の時差を有効に活用すれば、業種によっては事業を24時間止めることなく実施することも可能です。

当会議所会ならびにJICAは、在パラグアイ日本大使館、JETRO、他日系団体にもご協力いただきながら進めました本ガイドブックが、企業や個人の皆様にとって進出への手引きとなりますこと願っております。また経済・文化・政治・法制度・社会に関する基本情報を提供するとともに、これを機に日本や海外の皆様との繋がりと信頼関係を築くことができれば幸いです。パラグアイには、友好的で平和な環境の中でビジネスが展開できる大きなチャンスがあります。ぜひ一度お越しください。

在パラグアイ日本商工会議所 会頭
田中 クリスティーナ



多くのポテンシャルを持ち合わせるパラグアイ

この度、在パラグアイ日本商工会議所の全面的なご協力を得まして、パラグアイへの「投資ガイド(パラグアイから広がるビジネスチャンス・南米の輸出拠点)」を作成いたしました。その目的は、遠く離れた日本の皆さんに対し、南米パラグアイの魅力やそのビジネス環境に関する情報をご提供することで、日本の企業の皆様による同国への海外進出、市場開拓・展開を推進しようというものです。

パラグアイ政府は、2014年12月に「国家開発計画2030」を発表して以来、「貧困削減と社会開発」「包括的な経済成長」「国際社会への参画」の3点を柱に掲げつつ、様々な政策・方針を策定し、なかでも外国直接投資の誘致を意欲的に行っております。投資誘致法やマキラ(保税)法、フリーゾーン制度などの優遇措置を次々と打ち出し、これらの取組により経済が活性化した結果、2018年のGDP成長率は「3.6%」(世界銀行)と南米の中でも高い数字を誇っています。

また、パラグアイは、南米有数の親日国としても知られています。その由縁は、約80年前に移住を開始した日系人の方々の功績によるところが大きく、今日においても、約1万人の日系人の方々が農業・商業の産業界をはじめとして政治・外交・行政・教育・医療など様々な分野で活躍されています。

JICAでは、長年の政府開発援助で得た強みを最大限に活かし、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」という新しいスキームにより、企業の方々の海外展開を支援しています。このガイドを通じて、パラグアイの魅力と今後の可能性への理解が一層深まり、企業の皆様の海外展開の一助となりましたら幸いです。

最後に、本ガイドを作成するにあたり、各種ご尽力を賜りました在パラグアイ日本商工会議所の皆様、内外の関係者、関係機関・団体の皆様に改めて心よりお礼申し上げます。

JICAパラグアイ事務所長

福井 康

アスンシオン、2020年12月





祝辞

このたびの投資ガイドブックの刊行、誠にありがとうございます。

日パラグアイ関係は、これまで主として、日系人の活躍、60年以上に及ぶODAによる有形無形の資産に支えられてきました。今、まさにロケットで言えば三段目の貿易投資の拡大局面に達しているだけに、投資ガイドブックの刊行は、時宜を得たもので大いに歓迎する次第です。

私は、昨年11月に着任しましたが、右に先立ち、菅総理大臣より、日本企業への支援が何より重要な大使の任務である旨の訓示を賜りました。本年1月には、茂木外務大臣が外務大臣として初めて来訪され、ゴンサレス外務大臣と経済関係の強化について一致されました。その一環で、田中パラグアイ日本商工会議所会頭は、日系社会の代表とともに、茂木大臣に挨拶する機会がありました。

新型コロナウイルス感染拡大により、日パラグアイ経済関係強化の方策、ビジネスモデル、海外進出方針も既存の概念にとらわれない大胆かつ想像力に富む発想が求められているのではないのでしょうか。このガイドに目を通しておられる皆様、これまでパラグアイは視野に入っていなかった

かもしれませんが、パラグアイは、政治経済が安定しており、市場規模も経済レベルも、試すのにちょうど良いサイズです。また、メルコスールという大きな市場も控えています。なにより、大使館、商工省、パラグアイ日本商工会議所、JICA、JETROが連携して投資環境整備への貢献や日本企業の皆様が関心のある情報の発信を通じて、皆さまのお手伝いを致しておりますので、どうか頼りにして下さい。

皆様のご協力を得て、「パラグアイモデル」を構築し、世界に発信することが私の夢です。このガイドブックは有益な情報満載ですが、百聞は一見に如かず。今後、事情が許せば、是非、来訪の上、皆様自身でお確かめ頂きたい、関係者一同、お待ちしております。

駐パラグアイ日本国特命全権大使
中谷好江



EMBAJADA DEL JAPÓN
EN PARAGUAY



南米主要市場へのアクセスに優れた国

「南米大陸のへそ」に位置するパラグアイは、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイそして太平洋のゲートウェイであるチリといった南米主要市場へのアクセスに優れた国です。

パラグアイは人口約700万人の小国であり、販売市場としての魅力には欠けませんが、同国の安価な労働力、電力、豊富な若年層労働力、好立地、そして財・サービス輸出企業向けの恩典「マキラドーラ制度」を活用し、ブラジルやアルゼンチンを中心としたメルコスール諸国への輸出を手掛ける自動車部品製造業など労働集約産業の集積が進んでいます。高騰する人件費や複雑な税制などいわゆる「ブラジルコスト」を避ける形でブラジルからの投資が拡大した結果です。パラグアイがメルコスールの域内フリーゾーンとして機能しているとも言えるでしょう。

輸出企業以外の場合でも投資誘致法による税制優遇措置が用意されています。また、パラグアイ産品に目を向ければ、大豆、穀物、植物油、肉類など食料資源が豊富な点も同国の魅力のひとつです。本投資ガイドが、知られざるパラグアイの強みと魅力に着目いただくきっかけになるものと確信しております。

私どもジェトロは、パラグアイでの知見や政府当局、地場企業等とのネットワークに強みを持

つ「中小企業海外展開現地支援プラットフォームコーディネーター」を配置し、日本企業、日系企業の皆様からのパラグアイへの進出、パラグアイにおける事業展開に関するご相談に対応しています。本投資ガイドと合わせてご利用いただけますと幸いです。

最後に、パラグアイへの投資、パラグアイとのビジネスを検討いただく上で本投資ガイドが皆様のお役に立つことを期待しております。

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ブエノスアイレス事務所 所長
西澤裕介

JETRO
Japan External Trade Organization



BOLIVIA

BRASIL

PARAGUAY

ARGENTINA

URUGUAY

国概要
メルコスール
水力発電所
インフラストラクチャー
経済構造
法人の組織構造

一般情報

パラグアイには多くの魅力がある。マクロ経済の安定性、低いエネルギーコスト、比較的低コストながらも高い生活水準、若い労働力、人口ボーナス、そして何より約3億人の人口を擁するメルコスール市場の中心に位置している。

1.1

国概要

正式名称 パラグアイ共和国

南米大陸の中心に位置する内陸国であり、ブラジル、アルゼンチン、ボリビアと国境を接している。同国を流れるパラグアイ川とパラナ川には港湾設備の他、ビーチなどの施設もある。世界有数の水量を誇る両水路が流れる先は大西洋に繋がっている。

面積

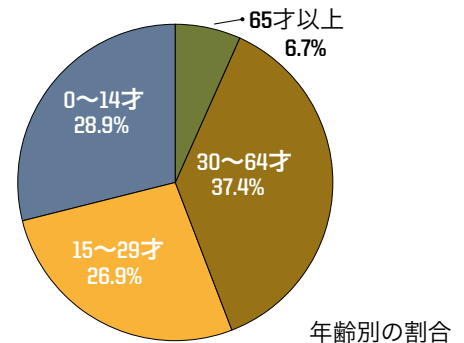
406,752 km² (日本の約1.1倍)

政府

大統領制・民主代議員制(上院・下院)

人口

約730万人(7,252,672人)。全人口に占める若年層の割合は多く、平均年齢は約28歳となっている。

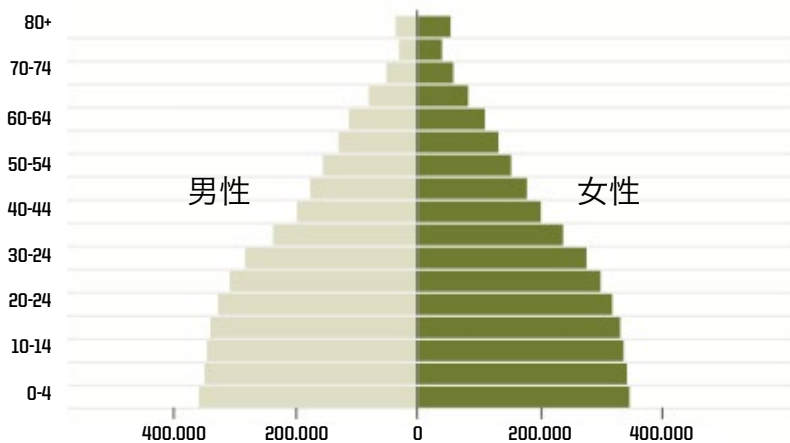


人種構成・移民

パラグアイの人種構成は、メスティーソ(先住民と主にスペイン系ヨーロッパ人の混血)が約95%を占める。その他は先住民(主にグアラニー民族)に加えて、各国からの移民もあり、2019年11月時点のパラグアイ在留移民・外国人は、以下の通りである。

ブラジル	219,513
アルゼンチン	55,581
韓国	24,191
ドイツ	19,196
ポーランド	16,831
台湾	15,689
日本	9,709
スペイン	8,053
ウルグアイ	7,896
アメリカ	7,847
メキシコ	4,517
ペルー	3,894
その他	

出典：パラグアイ統計調査センサス総局
(DGEEC: Dirección General de Estadísticas, Encuestas y Censos)








人口ピラミッド (2018年)

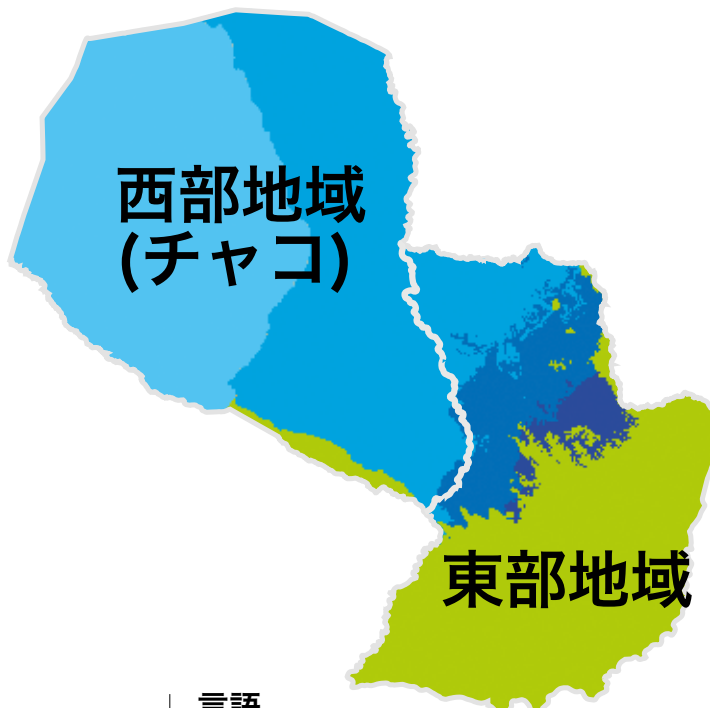
気候

パラグアイの気候帯は大きく2つに分類される。

1. サバナ気候（西部）
2. 温暖湿潤気候（東部）

	半乾燥気候 (BSH)
	サバナ気候 (Aw)
	モンスーントロピカル
	熱帯林
	温暖湿潤気候 (Cfa)

出典：Köppen気候分類



地理

パラグアイ川によって、東部地域及び西部地域（別名チャコ）に分かれている。両地域は、気候、動植物の分布などの点で大きな違いが見られる。

東部地域

- ・国土の約40%を占め、その内の約95%が耕作可能な豊かな土地である。
- ・人口の約97%が同地域に居住しており、各種インフラや教育、通信、医療などが整備されている。
- ・産業は、農業、工業、サービス業と全ての分野が発展している。
- ・大小合わせて800以上もの河川を有し、水資源が豊富。

西部地域またはチャコ

- ・国土の約60%を占め、その内の大部分が乾燥気候及びその気候に適した植生となっている。土壌は粘土質で、湿地や池、小川が点在する。
- ・人口は少なく、ビジャアージェスなどの一部都市に集中している。
- ・産業は、牧畜業、農業（サトウキビ、ゴマ、落花生などの一部の産品）が中心。
- ・乾燥気候のため、水資源は限られており、夏冬の気温差が極端に大きい。年・季節によっては、早魃、霜害が発生する。

言語

- ・2つの公用語：スペイン語、グアラニー語。
- ・国民の大部分がスペイン語を使用言語としているが、地方部ではグアラニー語しか話せない者も多い。
- ・中南米の中でもパラグアイのスペイン語は、グアラニー語の影響を色濃く受けており、パラグアイ独特の単語や表現も多い。

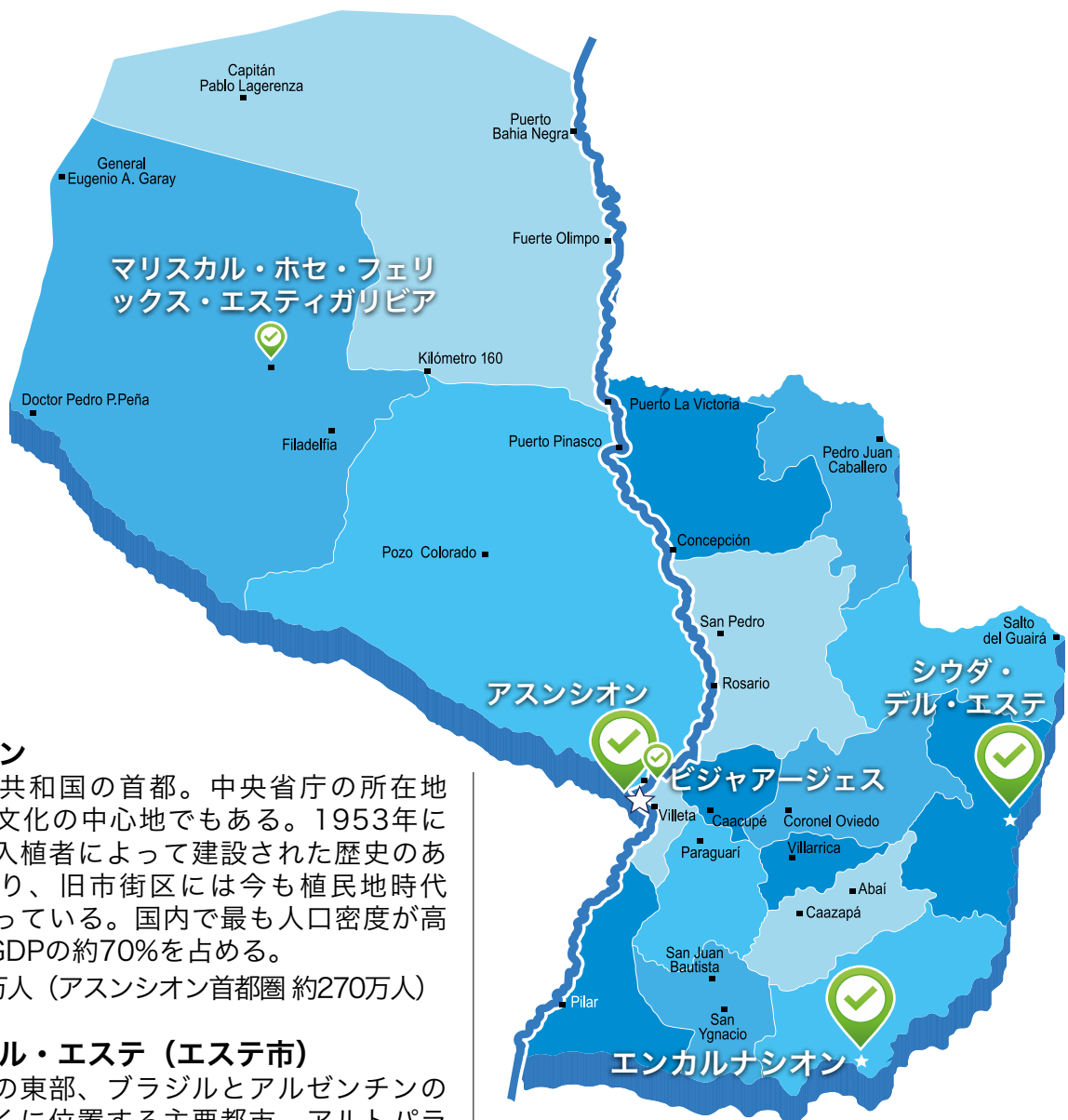
宗教

- ・主にカトリックが信仰されている（信教の自由は憲法で保障）。
- ・但し、パラグアイのカトリックはグアラニー民族の影響を強く受けており、カアクペの日（毎年12月8日）といった独自の宗教行事が存在する。
- ・宗教的対立がほぼ無く、宗教的寛容性が高い。色々な少数宗教や宗派が存在している。

通貨

- ・グアラニー（表記；Gs.またはPYG）。
- ・パラグアイの通貨グアラニーは、1943年より同じ単位が使用されており、現在使用されている南米諸国の通貨の中では最も古い通貨である。
- ・発行開始以来、通貨切り下げやハイパーインフレーションの経験が無く、対米ドルの為替は南米で最も安定している。





主要都市

アスンシオン

パラグアイ共和国の首都。中央省庁の所在地で、経済・文化の中心地でもある。1953年にスペイン人入植者によって建設された歴史のある都市であり、旧市街区には今も植民地時代の景観が残っている。国内で最も人口密度が高く、全国のGDPの約70%を占める。

人口：約52万人（アスンシオン首都圏約270万人）

シウダ・デル・エステ（エステ市）

パラグアイの東部、ブラジルとアルゼンチンの三国国境近くに位置する主要都市。アルトパラナ県の県庁所在地であり、近郊にはマキラドーラ企業の工場やフリーゾーンも存在する。また同市には、世界有数のダム「イタイプダム」があり、アスンシオン首都圏やその他都市に電力を供給している。イタイプとは、グアラニー語で「石の音色」の意。

人口：約30万人

エンカルナシオン

パラグアイの南部、アルゼンチンの国境近くに位置する主要都市。パラナ川沿いにあるイタプア県の県庁所在地であり、アルゼンチンのミシオネス州・ポサダス市（人口：約30万人）とは経済的・文化的な関係も深い。エンカルナシオン市には、整備されたウォーターフロント、ビーチエリアがあり、毎年2月にはこのエリアでカーニバルが開催される。また、日本の戦後移住の玄関口のため、周囲には日系コミュニティが点在している。

人口：約14万人（近郊都市を含めると約20万人）

マリスカル・ホセ・フェリックス・エステイガリビア

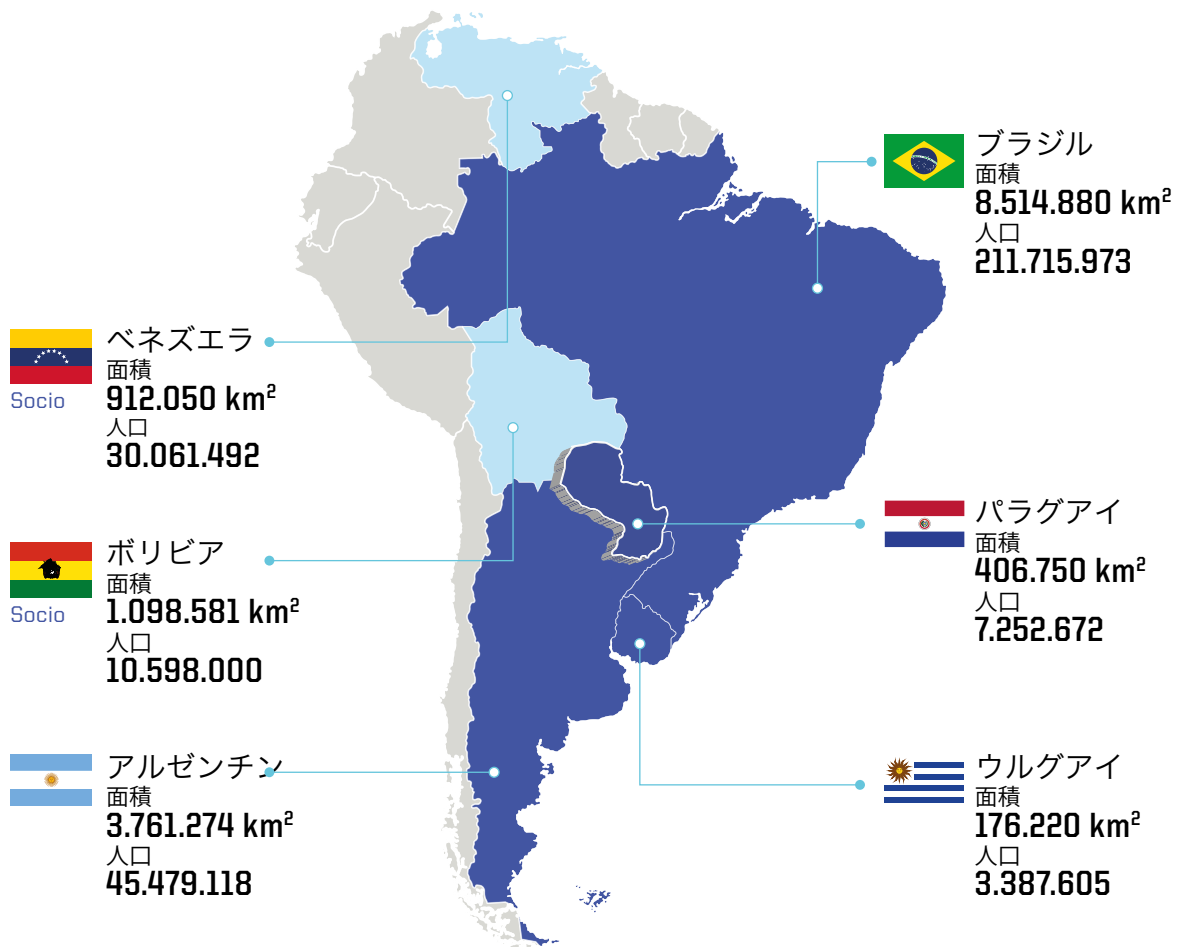
パラグアイの西部、チャコ地方の中心に位置する中規模都市。ボケロン県の中心地のひとつであるが、同県の県庁所在地はフィラデルフィアとなっている。この都市では1971年からオフロードレースである「トランスチャコラリー」が開催されている。

人口：約3万人

ビジャアージェス

パラグアイの中部、アスンシオンとパラグアイ川を挟んだ場所に位置する中規模都市。プレジデンテアージェス県の県庁所在地であり、セメント工場、電炉、食肉工場などの製造業が発展している。

人口：約7万人



経済統合

パラグアイは、開放的経済政策を実施している世界に開かれた国であり、メルコスールを軸として世界の国々と貿易を行っている。輸出金額の世界ランキングでは、2018年には大豆は世界4位、牛肉は世界8位となっており、世界有数の農牧大国である。

メルコスール(南米南部共同市場): 人口3億人を超える一大市場

歴史:メルコスールは、1991年に設立された域内関税の撤廃等を目的に発足した関税同盟である。パラグアイは原加盟国として、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイと共にアスンシオン条約に署名、現在では加盟国6か国※、準加盟国6か国が参加する関税同盟となっている。

※ボリビアは、2012年12月に加盟議定書に署名し、各国議会の批准待ち。
ベネズエラは2016年12月に原加盟国の各外相がベネズエラの加盟資格停止を通知。

主な内容:

- ・域内関税の原則撤廃。但し、一部製品(自動車、自動車部品、砂糖)は例外。
- ・例外品目を除いた、対外共通関税率(0~20%)

の設定。なお、各国は例外品目を設定可能だが、パラグアイには最も多い649品目(資本財、情報通信関連品目など)が認められている。

- ・原産地証明。メルコスール原産と認められるための現地調達率は、加盟国は原則として域内60%だが、パラグアイは2025年まで原則40%が認められている。

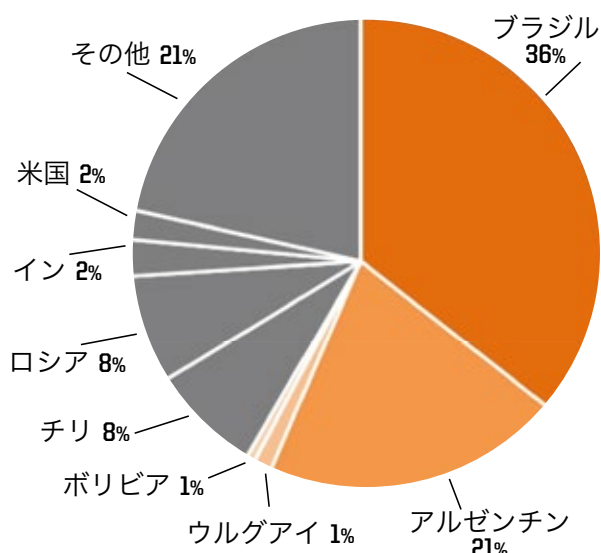
出典: REDIEX 投資輸出促進局(商工省)

メルコスールのメリット:2016年、メルコスール加盟4か国は、域内の投資促進・簡易化、及び投資保護規定の設置を目的とするメルコスール内投資促進議定書に署名し、加盟国間の更なる経済統合の実現に向けて取り組みを加速させている。

欧州連合との自由貿易協定:2019年、メルコスールは欧州連合(EU)との自由貿易協定の締結につき政治合意に達した。本協定は、両経済ブロックにとって重要且つ大規模な包括協定であり、その交渉は20年以上に亘って続けられた。メルコスール・EU貿易圏の規模は、約7.4億人の人口(メルコスール約3億人、EU約4.4億人)、世界のGDPの約25%に及び、財・サービスの貿易額合計は約1千億米ドル以上となる。

その他の貿易自由協定：メルコスールは、他にもチリ（1996年）、メキシコ（2003年）、アンデス共同体（2005年）、インド（2009年）、イスラエル（2010年）、エジプト（2017年）と貿易協定を締結している。

パラグアイの主な輸出先は以下の通り。メルコスール加盟国が59%を占める。



二国間公団が運営する水力発電所

イタイプ水力発電所（イタイプダム）

パラナ川のパラグアイ・ブラジルの国境に建設された水力発電所。発電能力では中国の三峡ダムに次ぐ世界第2位であり、計20基のタービン、最大落差は120m、堤防は約8km、貯水量は約290億トンという規模の大きさから観光名所としても名高い。その大規模な発電能力は14,000MWに及び、パラグアイ、ブラジルの国内需要をそれぞれ約8割、約2割満たす事が出来る規模となっている。

本ダムは両国政府の出資により建設され、管理運営も両国が共同で実施している事から、生産された電力は2国間で均等分配されている。

但し、実際はパラグアイの国内需要を超える分はブラジルに売電されており、その売電額はパラグアイ側の建設費用を一部肩代わりしていたブラジルに有利な料金設定となっている。

2023年にはパラグアイ側が同負担金をブラジルに完済予定のため、両国間で改めて料金交渉が実施される予定である。

ヤシレタ水力発電所（ヤシレタダム）

パラナ川のパラグアイ・アルゼンチンの国境に建設された水力発電所。発電能力は3,100MWと世界13位の規模であり、計20基ある発電機の半数は日本企業連合により納入されたものとなっている。

本ダムはパラグアイ・アルゼンチン政府により1973年に締結された協定により建設が開始され、約20年近くの工期を経て1994年に完工した。イタイプ水力発電所と同様、ヤシレタ水力発電所もパラグアイ・アルゼンチン政府により共同運営されており、パラグアイ政府は余剰電力をアルゼンチンに売電している。パラグアイ政府にとって、イタイプ・ヤシレタ両発電所の売電収入は、重要な歳入となっている。



イタイプ水力発電所



ヤシレタ水力発電所



港湾施設

1.2

インフラストラクチャー

河川水路

メルコスール域内の重要な輸送路のひとつであり、民間セクターによる投資が活発な分野である。輸出入の多くが水路を利用して輸送されており、主な輸出品目は大豆などの農産物や鉄鉱石、輸入品目は工業製品や燃料が中心となっている。

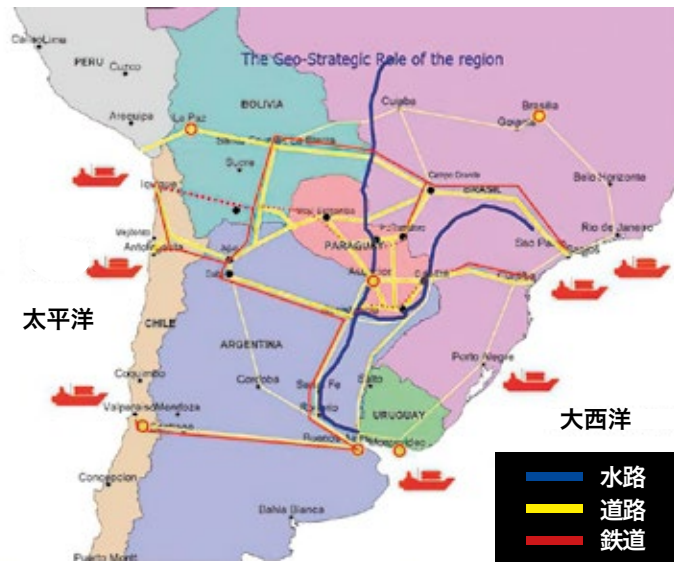
パラグアイ国籍で登録されている船舶・バージ（舢舨）の数は、2018年には約2,600が登録されており、バージの保有台数では世界3位の規模となっている。



Astillero Tsuneishi Paraguay S.A.



南米大陸横断回廊（完成予想図）



港湾施設（公共・民間港）

パラグアイでは公共港の整備が進んでいなかったことから、民間企業が私設した港湾が40以上と多数存在する。民間港の多くが穀物輸出に利用されているが、全品目の取扱量から見ても民間港のプレゼンスが高い。

なお、パラグアイの対外貿易に占める割合は農産物が高い事から、公共・民間港を全て含めた港湾施設の取扱商品は穀物が約6.5割となっている。

パラグアイ川沿いにある主な港湾施設は以下の通り。
 コンセプション港、マリアノ・ロケ・アロンソ港、サン・アントニオ港、ビジェッタ港

パラナ川沿いにある主な港湾施設は以下の通り。
 アジョラス港、トロシウク港、エンカルナシオン港、トリウンフォ港、プレジデnte・フランコ港

管轄：パラグアイ国家航行・港湾公社
 (ANNP: Administración Nacional de Navegación)

南米大陸横断回廊

(Corredor Bioceánico)

パラグアイは地理的に南米の中心部に位置し、首都アスンシオンは、ブエノスアイレス（アルゼンチン）、サンパウロ（ブラジル）、サンチャゴ（チリ）、モンテビデオ（ウルグアイ）、サンタクルス（ボリビア）といった周辺主要都市とほぼ同じ距離（空路で2～3時間）となっている。また、ブラジルの南西部やアルゼンチンの北部はアスンシオンから半径800Km圏内にあり、陸路でのアクセスが容易となっている。

太平洋と大西洋を結ぶ幹線道路「南米大陸横断

主要幹線道路



回廊」建設事業は、パラグアイの西部地域を国際的な物流の中心地として、チリ、ブラジルの港湾を最短で結ぶルートを提供するプロジェクトである。本事業によって南米の物流事情が大幅に変わり、民間企業の輸送時間・コストの削減に貢献する事が期待されている。

空路

パラグアイの国際空港は、アスンシオンの「シルビオ・ペティロッシ国際空港」とエステ市にある「グアラニー国際空港」の2つが存在する。中でもシルビオ・ペティロッシ国際空港は、アスンシオン市内から約20キロと近接しており、利便性が高い。そのほかに8つの国内空港がある。

管轄：国家民間航空局

(DINAC: Dirección Nacional de Aeronáutica Civil)

陸路

パラグアイ国内の舗装道路の総延長は、約9,000Km（東部地域：計5,502Km、西部地域：計3,554Km）。主要都市や幹線道路は比較的整備されているが、メルコスール域内では最も舗装割合が低い国である。

管轄：公共事業通信省

(MOPC: Ministerio de Obras Públicas y Comunicaciones)

エネルギーセクター

国内生産及び輸入されたエネルギー源の合計を100%とした場合、水力発電は54%、バイオマス発電は28%、輸入燃料・石炭は18%となっている。しかし、エネルギー消費の観点から見ると、国内消費の内、輸入燃料・石炭の利用率が41%、

水力発電は18%、バイオマス発電は41%となっている。つまり、再生可能エネルギーである水力発電の多くが輸出に向けられている一方、国内のエネルギー消費では輸入燃料・石炭に多くを依存する状態となっており、クリーンエネルギーの活用という観点からは課題が残っている。

パラグアイの送電・配電事業を担っているのは、国家電力公社 (ANDE: Administración Nacional de Electricidad) であり、国内の電力供給を独占的に行っている。同国は特に配電網の整備が進んでおらず、夏場の需要急増や強風・大雨による路上電線の断線などによって停電が生じる事がある。

情報通信

パラグアイのインターネット利用率は、10歳以上人口で65%となっており、2015年と比較して約15%増加している。居住地域別で見ると、都市部が約75%、農村部が約49%となっている。またインターネットの人口あたり普及率で見ると、2018年で首都アスンシオンは約81%となっている。

光ファイバー網は普及率が非常に低いため、データ容量あたりの料金が高くなっているのが実情である。

出典：パラグアイ統計調査センサス総局 2018年データ

(DGEEC: Dirección General de Estadísticas, Encuestas y Censos)

情報通信に関する法令・監督庁

国内の情報通信に関する監督は、「国家電気通信委員会 (CONATEL: Comisión Nacional de Telecomunicaciones)」が管轄している。同委員会は、様々な通信サービスの管理、運営、利用者の保護規定、料金制度、制裁措置などを定めている。

事業者による通信料金の設定については、同委員会が定める上限価格以下であれば、民間事業者が自由に決定する事が出来る。通信以外のサービス料金設定に関しては、民間事業者が自由に決定する事が出来るものの、市場メカニズムを逸脱しない合理的な価格が担保されるように同委員会が監視する事となっている。

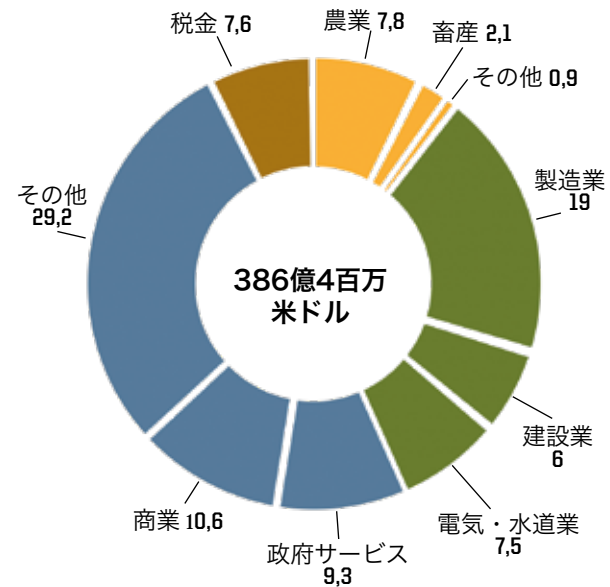
民間企業は公共通信サービスとの相互接続が義務付けられている。また通信ネットワークの相互接続に関して、民間企業は非差別・中立性の原則を守る必要があり、違反した場合にはCONATELが管理指導を行う事となっている。情報通信分野における民間企業の参入は自由であり、CONATELによる規制・介入は最小限となっている。

1.3

経済構造

2019年のセクター別GDP構成

■ 一次産業（農牧畜業）	10,8%
■ 二次産業（製造業、建設業、電気・水道業）	32,5%
■ 三次産業（サービス業、商業、政府サービス）	49,1%
■ 税金	7,6%



出典：BCP 2019



大豆畑

パラグアイは2018年の世界第4位の大豆輸出国





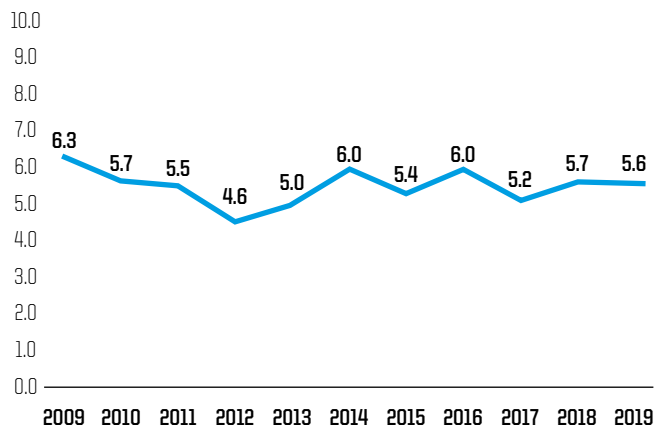
畜産（パラグアイ和牛）

パラグアイは2018年の世界第8位の牛肉輸出国

労働力人口

パラグアイの労働力人口は、約360万人と総人口の半数以上にも及ぶ。その内、約70%がインフォーマル経済の従事者と言われており、フォーマル経済にいかに取り込むかが課題となっているが、平均年齢が約28歳のパラグアイは有望な労働市場となっている。

過去10年の失業率



出典：DGEEC

1.4

法人の組織構造

法人形態の種類

有限会社（SRL: Sociedad de Responsabilidad Limitada）

主な特徴は以下の通りである。

- 出資者の責任は、出資金を限度にのみ責任を負う。
- 出資者の出資金は、出資持分である。
- 出資者数は、最低2名以上、最大で25人を超えてはならない。
- 法律上では、出資者に国籍の制限はないが、取締役や監査役については居住要件があり在留証明書が求められる。
- 資本金は同額で割当、その出資持分を有価証券化することはできない。
- 資本金は、設立と同時に全て引き受けられていなければならない。
- 非居住者の場合は、在留資格を有していることが必要である。

株式会社（S.A.: Sociedad Anónima）

主な特徴は以下の通りである。

- 株主の参加は、株式の保有で示される。
- 株主は、会社の債権に対してそれぞれの出資金を限度にのみ責任を負う。
- 株主は最低2名以上。
- 法律上、出資者に国籍の制限はないが、取締役や管財人については、居住者要件があり在留証明書が求められる。
- 資本金は全て引き受けた上、出資額と同等の株式を発行する必要がある。資本金の払い込みに関する制限はない。

S.A.の管理・監督

管理は1名以上の取締役、株主がその職務を担う。取締役は、善管注意義務違反、定款違反、重大な過失、職権乱用について無限かつ連帯の責任を負う。取締役の報酬は、定時株主総会で決議される。

株式会社の監督機関は、監査役である。監査業務は、他の者に委任することはできない。法律や定款で定める義務違反に対する無限かつ連帯の責任を負う。

監査役職務は、報酬制が適用され、取締役会や株主総会への出席する義務を負うが、発言権はあるものの、議決権はない。

その他法人形態

- ・ 合名会社
- ・ 単純合資会社
- ・ 株式合資会社
- ・ 信託・産業会社
- ・ 有限一人会社
- ・ 個人会社

新たな仕組み

単純型株式会社 (EAS: Empresa por Acciones Simplificadas)

パラグアイへの投資促進のために簡易な法人設立方法として、2020年の法令第6,480/2020号で定められている。

この法人形態の特徴は以下の通り。

発起人1名または1社により設立可能。

※1名での設立が当地で初めて認められた。

以下の書類・手続きを通じて、単独行為での設立が可能:

- ・ 公正証書
- ・ 公証人または登録が行われる担当所轄の登記担当官が認証する署名証明書付の私文書。
- ・ 設立時に公正証書が求められる現物出資がある場合は、設立と登録のための手続きが必要である。

パラグアイにおいて法人を設立する場合

留意点

Ishida & Associates法律事務所による情報

期間：法人設立には推定2ヵ月程度を要する。

事前に定めておく事項：

- ・ 社名
- ・ 資本金
- ・ 株主名簿
- ・ 出資比率と出資方法
- ・ 法人形態（株式会社、有限会社など）
- ・ 事業目的
- ・ 本社住所
- ・ 代表者、取締役一覧（株式会社の場合）、管理職一覧（有限会社の場合）

備考:外国人でも法人の取締役または管理職になれるが、事前にパラグアイの居住証明書および身分証明書を取得する必要がある。

必要提出書類

- ・ 定款（会社の場合）または旅券（自然人の場合）
- ・ 履歴全部謄本（株式会社の場合）
- ・ パラグアイ国内で子会社設立の件を承認した親会社の株主取締役会承認議事録
- ・ 設立手続きの遂行に関して、親会社の代理人を立てる委任状

備考:全必要書類は、日本外務省のアポステイユが必要とされる。

設立のための諸手続き

上記の必要提出書類を受け取り次第、以下の手続きに進める。

- ・ 親会社の代理人の委任状を政府管轄の公共登記所にて登記手続き
- ・ 委任状の有効証明書の取得
- ・ 出資親会社の非課税、非差押命令、非破産申請が実施されていない証明書の入手
- ・ 公証人を通して、定款の公正証書の作成
- ・ 財務省法務局による設立公正証書の承認取得
- ・ 公共登記所にて公正証書の登記申請
- ・ 税務当局での登録手続きおよび納税者登録番号 (RUC: Registro del Contribuyente) の取得
- ・ 労働省での登録手続き
- ・ 社会保険担当機関での登録手続き
- ・ 市役所での免許および商業登録の手続き
- ・ 法的に認められた日刊新聞紙による公告
- ・ 財務省法務局において会社の登記手続き

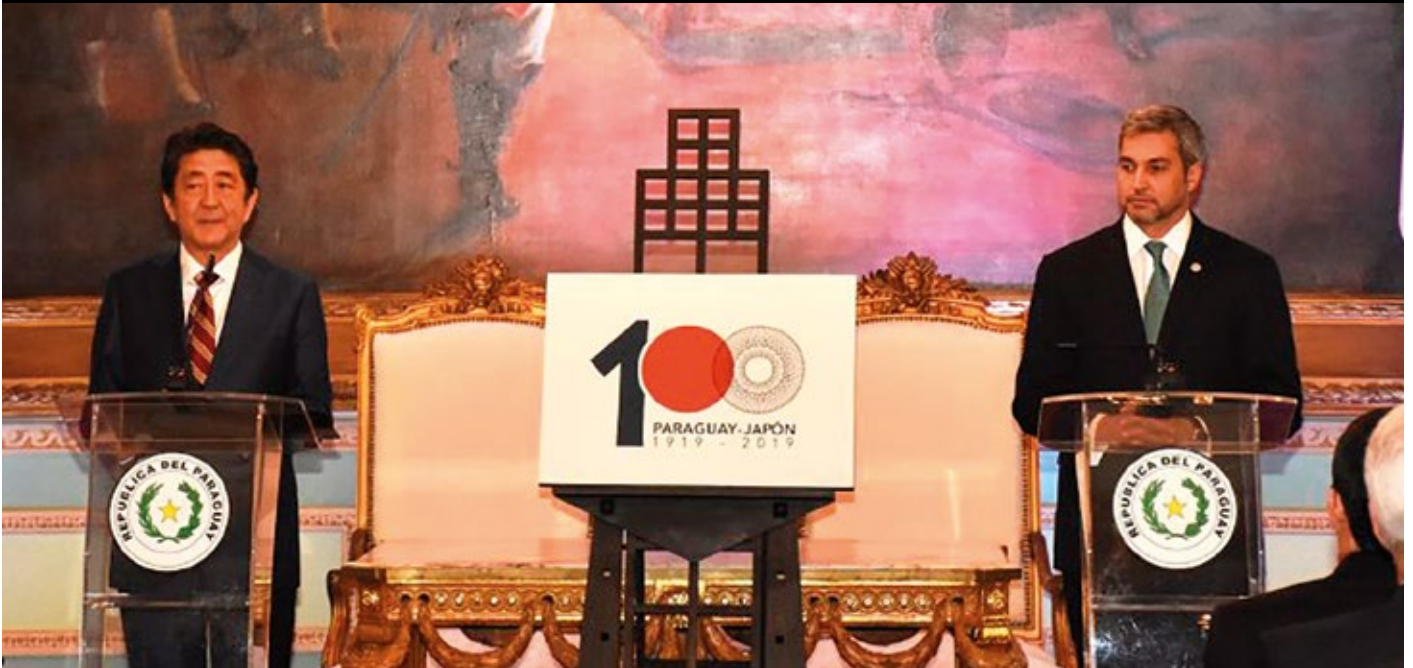
備考:すべての諸手続きを実施するにあたって、上記の順序で実施することが必要である。



2

外交関係樹立100周年
日本人移住80周年
日系団体の活動
日本の政府開発援助(ODA)

パラグアイ と日本



内閣総理大臣 安倍晋三氏とパラグアイ共和国大統領 マリオ・アブド・ベニテス氏

2.1

外交関係樹立100周年

1919年11月17日、日本・パラグアイ通商条約が調印され、両国は国交を樹立した。両国の外交関係樹立100周年となる2019年の前後には、日本から多くの要人がパラグアイを訪問し、パラグアイ政府の歓迎を受けた。

- ・ 2021年：茂木外務大臣
- ・ 2019年：辻外務大臣政務官、尾身外務大臣政務官、北岡国際協力機構（JICA）理事長
- ・ 2018年：安倍総理大臣、谷衆議院議員（大統領就任式特派大使）、宮腰総理大臣補佐官、土屋衆議院議員、水落文部科学副大臣、笹川環境大臣政務官
- ・ 2017年：世耕経済産業大臣、藺浦外務副大臣、木原財務副大臣、岡本外務大臣政務官、細田農林水産大臣政務官

※肩書は当時。



日本・パラグアイ外交関係樹立100周年記念碑



1936

130家族がパラグアイに到着し、ラ・コルメナ移住地を形成・入植

1941

新たに132家族(890人)が入植

1942

日本人会の前身となる組織の立ち上げ

1945

ラ・コルメナ移住地が郡に格上げ

1948

ラ・コルメナ農業協同組合を設立

1951

葡萄酒工場の落成

1952

パラグアイ政府が日本との平和条約を批准120家族の移住を許可

日本人移住は、1936年にラ・コルメナ移住地への入植に始まった。第二次世界大戦後、フェデリコチャベス移住地、フラム（現在のラパス）移住地、ピラポ移住地、イグアス移住地が建設された。

日本人移住80周年



1936年よりラ・コルメナ移住地への入植で始まった日本人移住は、2016年に80周年を迎えた。現地のパラグアイ日系社会関係者が中心となって開催した移住80周年記念式典には、日本及びパラグアイの政府高官や諸団体の関係者などの多数のご来賓が参列された。本記念式典には、日本からは眞子内親王殿下、パラグアイからはオラシオ・カルテス大統領もご臨席され、盛大に執り行われた。

また、記念行事の一環として、着物ショー、ミス日系コンテスト、日本祭り、日本食祭典、日本映画上映会や講演会などが開催された。これらの80周年関連行事は、パラグアイ議会及び国家観光庁により「公的関心事項」として採択された事によって、パラグアイ国内での日本文化・伝統の普及に繋がる契機となった。なお、今やパラグアイの日系社会は5世代にまで亘り、約1万人もの日系人・日本人がパラグアイで生活している。



日本祭り（2016年）



1953	1955	1956	1957	1959	1960	1962	1963
フェデリコ・チャベス地区への移住開始	フラム移住地の開設	CAFE農園（コーヒー栽培企業）への契約雇用農として38家族がアマンバイ地区に入植	ラパス移住地の開設	両国政府は「日本・パラグアイ移住協定」を締結 ピラボ移住地・イグアス移住地の創設	移住者が大豆生産を開始後、日本向け大豆輸出が初めて約360トン突破	大豆の輸出量が1,000トン突破	イグアス移住地への移住者が増加

2.2

日系団体の活動

パラグアイの日系社会

パラグアイ日本人会連合会は、国内各地に存在する複数の日本人会などの団体で構成されている。本会は対象地域において独自事業を実施する他に、加盟団体とともに現地の地域社会における日本文化の理解について協調を図り推進している。

文化活動

各地の日本人会は、日系社会の関係強化、日本文化の理解促進などを目的として、各種文化事業・伝統行事を実施している。また、日本語教育にも力を入れており、日本語学校の運営管理も担っている。

活動例：運動会、各種お祭り（日本祭り、盆踊り大会など）、日本語スピーチコンテスト、書道展示会、バザー、敬老会、成人式など。



全パラグアイ日系バレーボール連盟

各日本人会には婦人部や青年部が存在し、文化事業の他、スポーツクラブ活動も実施している。各種競技の地区大会や全パラグアイ大会を少年・青年・シニア別で開催する事で、会員間の親睦を図っている。

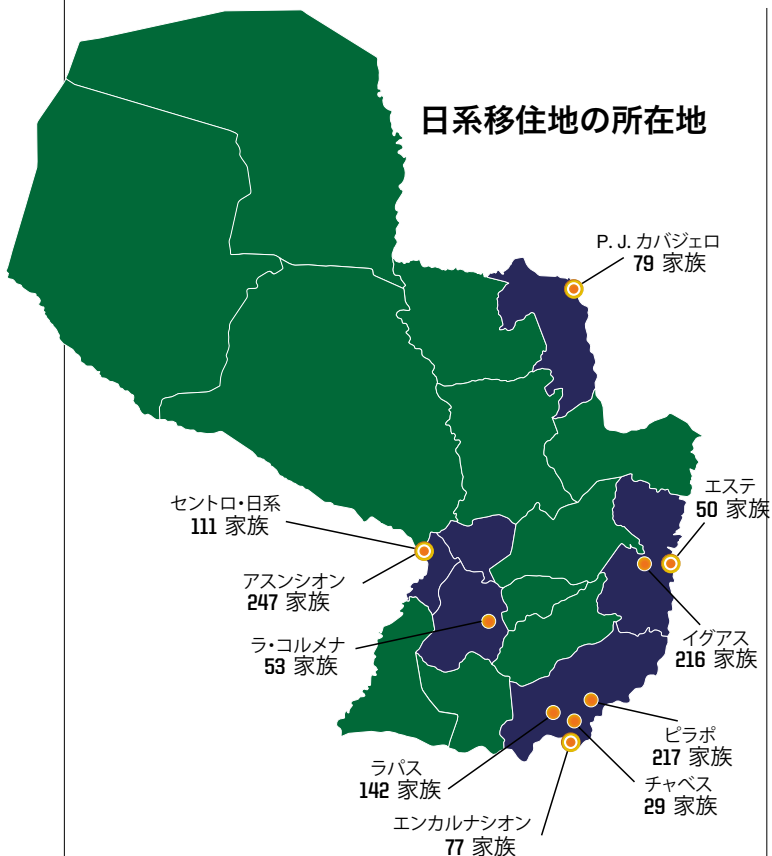
競技例：相撲、ゲートボール、パークゴルフ、野球、ソフトボール、バレーボール、サッカーなど。

これらの活動を実施する際には、各日本人会の事務所が管理運営している、文化事業の出来る教室、ステージ、厨房、多目的ホールなどの施設、総合公園やグラウンドを活用している。日本人会の他には、全パ日系社会高齢者福祉事業推進委員会（各種情報発信や俳句・川柳などの作品をまとめたパンフレットの作成等）、都道府県人会（バザー、県人会館・寮の運営、都道府県への子弟研修派遣の取次業務など）も各種活動を行っている。



着物ショー（2019年）

日系移住地の所在地



パラグアイ日本人会連合会は、以下の日本人会と日系団体が加盟している（2020年の情報）。

パラグアイ日本人会連合会に加盟している日系団体

	創立	家族数
ラ・コルメナ パラグアイ 日本文化協会	1957	53
チャベス日本人会	1955	29
ラバス日本人会	1971	142
ピラポ日本人会	1966	217
エンカルナシオン日本人会	1957	77
イグアス日本人会	1967	216
エステ日本人会	1979	50
アマンバイ日本人会	1970	79
アスンシオン日本人会	1960	247
セントロ日系	1987	111
合計		1221



パラグアイ日系アイデンティティセンター：未来に向けて エンカルナシオン日本人会事務所内に、2020年12月に開設した。パラグアイへの移住の歴史、移住地で大切に培ってきた文化、現在の日本人会の活動などを、写真やビデオを豊富に使いながら紹介している。日系一世から、これからの社会を担う若い世代へのメッセージビデオは必見。一般開放は、月～土の9:00～12:00（予約により午後も可）

※ウェブサイト：<https://identidadnikkei.org.py>

日本人連合会加盟団体の主な行事表

連合会提供の資料に基づいて下表を在パラグアイ日本商工会議所でまとめたものです。
尚、場合によっては変更が生じることがありますのでご了承ください。

1月

富美村地区新年踊り @ピラボ

新年会・成人式 (各地の日本人会)
日本語教師合同研修会
青年の集い-FENIX (セントロ・ニックイ)
全バ卓球大会 (パラグアイ卓球連盟)
全バ少年野球大会 (パラグアイ少年野球連盟)
全ババレーボール大会
全バ男女混合ゲートボール大会 (パラグアイゲートボール協会)

2月

カーニバル @エンカルナシオン

各日本語学校の入学式
ブロック別研修会 (連合会)
全ババレーボール大会 (エンカルナシオン日本人会)

3月

ひな祭り @エステ
夏祭り @エンカルナシオン

ブロック別研修会 (連合会)
日本人学校AG授業 (アスンシオン日本人学校)
全バ青年野球大会 (パラグアイ少年野球連盟)
東部ゲートボール大会 (パラグアイゲートボール協会)

4月

よさこいバザー @アスンシオン
日本食祭 @エステ

大運動会 (エンカルナシオンとラパス日本人会)
全バパークゴルフ大会 (パラグアイパークゴルフ協会)

5月

父母会バザー @アスンシオン
日本人祭り @アマンバイ

全バ老人クラブ親睦交流会
日本人学校運動会 (各日本語学校)

6月

婦人部バザー @アスンシオン
日本食祭 @エステ
コミロナ (食祭り) @エンカルナシオン

各地区で競技大会を実施
アスンシオン運動会 (日本人学校)

7月

道産子バザー @アスンシオン
国際食祭り @エステ
婦人部バザー @ラ・コルメナ
地区青年部 冬祭り @ラパス

日本語スピーチコンテスト (連合会)
全バ小学生・少年野球大会 (全バ少年野球連盟)
ソフトボール大会 (エステ日本人会)
日系農協中央会ソフトボール大会

8月

国際食祭り @エステ
EXPO YGUAZÚ @イグアス

全バスピーチコンテスト (連合会)
成人式 (アスンシオン日本人会)
入植祭・慰霊祭 (イグアスとラパス)
各地区で競技大会を実施

9月

敬老会 (各地の日本人会)
イタブアバレーボール大会 (エンカルナシオン日本人会・バレー部)
アスンシオン地区大会 (アスンシオンパークゴルフ協会)
全バママさんバレーボール大会 (全バ婦人連絡協議会)
婦人会交流会 (セントロ・ニックイ)

10月

アサード会 @イタグア
日本食祭 @エステ市
バザー @ラ・コルメナ

総合発表会 (アスンシオン日本人学校)

11月

紅白歌合戦 @アスンシオン
日本祭り @アスンシオン
夏祭り @アマンバイ
コスタネラ祭り @エンカルナシオン

忘年PG大会 (パラグアイパークゴルフ協会)

12月

夏盆 @イグアス
EXPO FRUTAS @ラ・コルメナ
回紅白歌合戦 @アマンバイ

日本語能力試験 (各地区)
各地の日本人学校の卒業式・終了式
忘年ソフトボール大会 (アスンシオン日本人会)
東部パークゴルフ大会 (パラグアイパークゴルフ協会)

2.3

パラグアイにおける日本の政府開発援助(ODA)

パラグアイと日本は、1919年に外交関係を樹立して以降、極めて友好的な協力関係を築いており、パラグアイは圧倒的な親日国である。その理由は主に2つあり、1つ目は1936年に日本人移住者の入植が始まってから、現在は約1万人と推計される日系人の存在である。農業分野、特に大豆の栽培拡大と増産における日系人の貢献はパラグアイ社会で高い評価を得ており、現在パラグアイは世界有数の大豆生産量・輸出量を誇っている。

2つ目は、日本の政府開発援助(ODA)を通じた経済協力である。日本はODAにより、パラグアイの経済発展に様々な分野で貢献してきた。パラグアイに対しては、有償資金協力、無償資金協力、技術協力が実施されている。例えば、有償資金協力により、通信網や幹線道路の整備、空港の建設等、無償資金協力により、職業訓練施設、医療施設、上水道施設の建設等を支援してきた。また、技術協力では、穀倉地帯である東部地域のアルト・パラナ県イグアス日系移住地に「パラグアイ農業総合試験場(CETAPAR)」を設置し、営農支援や試験研究を行った。同試験場は、パラグアイ東部地域における持続的な農業技術の普及に今も貢献している。パラグアイにとって日本は、概ね毎年最大の援助国となっている。1978年には青年海外協力隊の派遣が開始され、これまでに教育、保健医療、農牧開発、スポーツ・文化、日系支援等の分野で、1,700人を超えるボランティアがパラグアイで活動し、中南米最大の派遣国となっている。



JICA 協力隊員

パラグアイ政府は現在、「国家開発計画2014-2030」をベースに、「貧困削減と社会開発」「包括的な経済成長」「国際社会への参画」の3点を柱とし、持続可能な経済成長、雇用の創出、貧困削減等の戦略・政策を掲げ、パラグアイの基幹産業である農牧業の推進（輸出促進、小農支援等）や、投資誘致法、マキラ（保税）法及びフリーゾーン制度等の優遇措置による外国直接投資の誘致を推進している。我が国もこのパラグアイ政府方針に沿い、更なる経済・社会の発展を促進するため、各種プロジェクトを実施している。ここにそのいくつかを紹介する。

1.道路インフラ整備

パラグアイでは未舗装の道路が全体の80%以上を占める。これは、地方で生産された農畜産物の都市部への輸送、もしくは海外への輸出に際し、安定的かつ効率的な運搬を行う上で大きな課題となっている。このような状況のもと、日本政府は有償資金協力「地方道路整備計画事業」、「東部輸出回廊整備計画事業」により、都市部への幹線道路や近隣国への主要な輸送経路であるパラナ川、パラグアイ川に接続する道路の舗装・橋の架け替え等を行うことで、パラグアイの輸送効率を向上し、輸出競争力の強化を支援している。

2.地域コミュニティ支援（草の根無償資金協力）

受益者となる住民に直接届く援助として、小学



校や診療所の建設、道路や水道整備、消防施設の建設等、毎年10件程度の援助を行っている。最近では、農家及び地域住民のアクセス改善を図る農道橋の建設、未舗装通学路の安全性・利便性を向上する石畳道路の整備、地域住民の保健医療を支える家庭保健ユニットの増築整備（落成式写真参照）の支援を行った。

3. 産業界のニーズに応える高度技能人材育成プロジェクト

近年、パラグアイでは生産コストや制度・税制等の優位性から、メルコスール市場への輸出を前提とした自動車部品産業等、製造業の進出が進んでいるが、各種専門分野の技能人材の不足が課題となっている。本協力では、労働・雇用・社会保障省職業訓練局（SNPP）傘下の「日本-パラグアイ職業能力促進センター」をモデルセンターとして、5Sカイゼン手法の導入や「工場管理」の訓練コース新設、官民連携の新たなプラットフォーム「製造業セクター委員会」の設立等、高度技能人材の育成に向けた取組みを行って来た。今後、これらの取組みはSNPPにより国内各地の訓練センターに展開され、産業界のニーズに沿った高度技能人材能力育成が進められる。



高度技能人材育成プロジェクト

また、新たな国際協力の形として民間連携事業を推進している。

日本の民間企業の有する優れた製品や技術、アイデアは、開発途上国の社会的・経済的課題の解決に貢献する可能性を持っている。開発途上国への海外展開やビジネスチャンス拡大を検討する民間企業を支援するため、様々な連携事業を行っている。例えば「中小企業・SDGsビジネス支援事業」では、中小企業が行う現地の情報収集や、ビジネスモデルの検討・策定・実証に対する支援を行っており、パラグアイでも日本企業5社が、自社の製品や技術の普及・展開に向けた取組みを行っている。本事業は、途上国への海外展開を

進める上で有効なスキームとして、多くの企業からご関心を寄せていただいている。詳しくはこちらのホームページへ。

https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html

また、日本企業の皆様がパラグアイへの投資を検討するにあたっての関連情報として、パラグアイで活躍する日系人のインタビュー記事を以下にまとめているので、ご参照ありたい。

https://www.jica.go.jp/paraguay/office/activities/priv_partner/index.html



家庭保健ユニットの落成式

投資のメリット

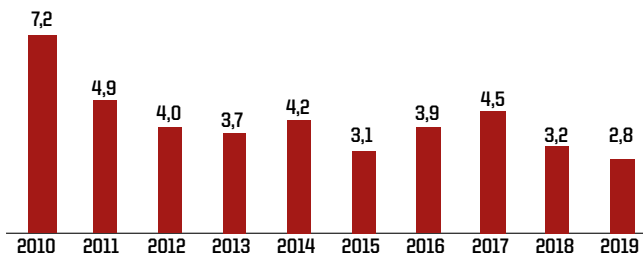
マクロ経済指標
国際貿易
投資メリット
投資コスト比較
パラグアイの課題

3.1

マクロ経済指標

パラグアイの金融政策は、パラグアイ中央銀行（BCP：Banco Central del Paraguay）が決定・実行を担っている。中央銀行はインフレ目標を設定して堅実な金融政策を実施しており、その結果、中南米ではインフレ率が不安定な国も多い中で、近年は約5%前後という低水準に抑制されている。

累計インフレ率の推移（%）

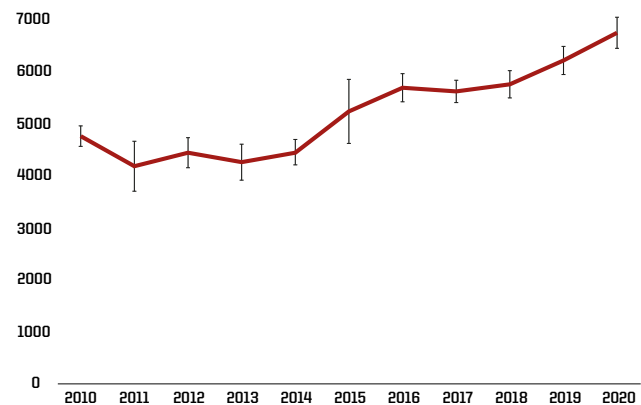


出典: パラグアイ中央銀行（BCP）

為替

パラグアイは1989年の政変によって政権に就いたロドリゲス政権が一連の経済改革を実施し、中でも為替制度を単一為替レートとした。以降、中央銀行は外国為替市場に対して基本的に介入せず、投機的・急激な変動を避ける場合にのみ為替介入を実施する。為替相場は、主に主要産業である農業の状況と国際経済事情（米ドルやブラジルレアルなど）の影響を受ける。

為替の値幅推移（過去10年）

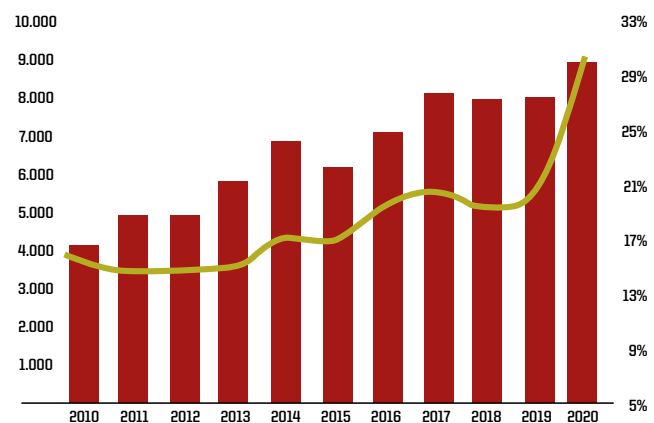


外貨準備

純外貨準備高（外貨準備高から対外債務を引いたもの）は、自国通貨の為替相場が急変動を避けるための準備資産である。

2020年9月末のパラグアイの純外貨準備高は、パラグアイのGDPの約25%に相当約9,000百万米ドルとなっている。前年同期比で約16%増加しており、通貨グアラニーの安定性は高い。

純外貨準備高（%）対GDP比の推移



純外貨準備高（百万米ドル） 純外貨準備高（%）対GDP比

対外債務

パラグアイの対外債務は、南米諸国の中で最も低い水準となっている。資金調達は、国際市場

で発行された国債が中心となっているが、その他に世界銀行、米州開発銀行（IDB）、ラテンアメリカ開発銀行（CAF）、ラプラタ川流域開発金融飢饉（FONPLATA）などの国際機関・国際開発金融機関を通じた借入も行っている。

年度	パラグアイの対外債務 百万米ドル
2010	2,339,7
2011	2,288,5
2012	2,240,2
2013	2,674,0
2014	3,682,0
2015	3,994,7
2016	4,822,5
2017	5,590,1
2018	6,402,4
2019	7,238,5
2020	9,436,3

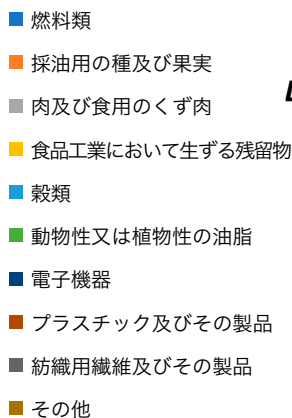
国際貿易

輸出

パラグアイの主な輸出品目は、農牧畜業の一次産品及びその加工品である。輸出先国は120以上に及ぶが、中でも同じメルコスール加盟国であるブラジルとアルゼンチンが中心となっている。

2019年度 輸出品目・金額（米ドル） 上位10品目

品目	輸出額
燃料類	1,884,6
採油用の種及び果実	1,684,4
肉及び食用のくず肉	1,091,9
食品工業において生ずる残留物	736,6
穀類	710,4
動物性又は植物性の油脂	438,1
電子機器	284,0
プラスチック材料とその製造	107,6
紡織用繊維及びその製品	70,3
その他	959,2
合計	7,967,8



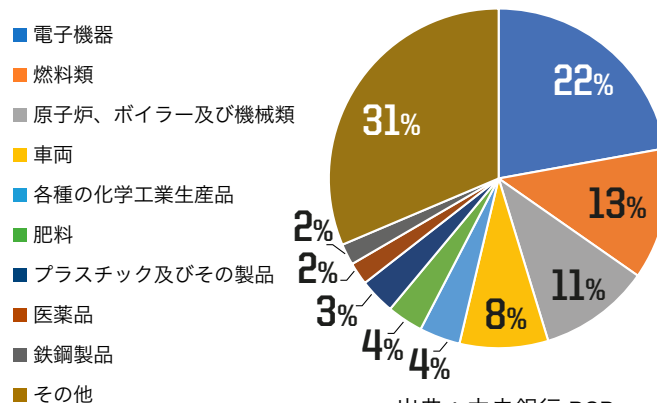
出典：中央銀行 BCP

輸入

パラグアイの主な輸入品目は、電気機器・機械をはじめとする工業品及び燃料類である。燃料類は国内消費の全量を輸入に頼っている。

2019年度 輸入品目・金額（米ドル） 上位10品目

品目	輸出額
電子機器	2,605,2
燃料類	1,474,7
原子炉、ボイラー及び機械類	1,243,7
車両	989,9
各種の化学工業生産品	457,1
肥料	404,1
プラスチック及びその製品	400,4
医薬品	251,9
鉄鋼製品	238,9
その他	3,688,6
合計	11,755,1



出典：中央銀行 BCP

2019年 輸出で増加傾向にある業界

業種	米ドル
食肉、食肉副産品製造業	720,585,785
食品製造業	122,983,476
林業・花卉製造業	40,870,057
繊維・縫製製造業	111,245,250
自動車部品・包装梱包製造業	1,355,477
化学工業	51,677,182

出典：商工省

3.2

主要輸出業界の一覧表 (2019年/ 米ドル)

Cargill Agropecuaria SACI/ 穀物輸出総額	573,5
ADM Paraguay SRL/ 農産物輸出総額	540,3
BEEF Paraguay SA/ 食肉輸出総額	302,0
COFCO International Paraguay SA/ 農産物輸出総額	251,6
Sodrugestvo Paraguay SA/ 農産物輸出総額	246,8
Frigorífico Concepción SA/ 食肉輸出総額	239,9
Frigomerc SA/ 食肉輸出総額	226,0

2019年 輸出品目

輸出品目	輸出額 百万米ドル
一次産品	705,6
農産物加工品 (MOA)	567,4
工業製品の輸出 (MOI)	220,4
燃料・エネルギー	495,9
大豆	557,4
食肉	281,2

出典：中央銀行 BCP 2019

3.3

投資メリット

経済情勢

2020年第4四半期の経済環境指数 (ICE: Indicador de Clima Económico) において、南米諸国で最も良い水準となった。本指数はブラジルの民間シンクタンクであるジェットウリオ・バルガス財団が定期的に発表しており、景気現況指数と景気信頼感指数の中間値を表している。

2020年は新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大によって、世界中の国々が経済的な打撃を受ける中、南米諸国のICEは大きく下がっている。しかし下期以降、国によっては徐々に回復しつつあり、中でもパラグアイが最も改善している。2020年第4四半期のICEが最も高かったのは、パラグアイ、次いでウルグアイ、コロンビアとなっている。

2020年第4四半期 ICE

国名	2020年第4四半期
パラグアイ	-14,8
ウルグアイ	-21,4
コロンビア	-28,5
ペルー	-29,7
チリ	-30,9
ブラジル	-32,8
アルゼンチン	-41,0
ボリビア	-41,9
メキシコ	-50,0
エクアドル	-53,6
南米諸国平均	-36,4

また過去10年のICE平均を見ると、パラグアイのICEが18.9と南米諸国で最も高い水準となっており、経済の浮き沈みが比較的大きい南米諸国の中でもパラグアイの成長が安定している事がうかがえる。

過去10年間のICE平均

ランキング	国名	ICE平均
1	パラグアイ	18,9
2	ペルー	15,2
3	コロンビア	6,3
4	ウルグアイ	1,6
5	チリ	-4,0
6	ボリビア	-8,4
7	メキシコ	-19,6
8	ブラジル	-20,5
8	アルゼンチン	-20,6
10	エクアドル	-31,2
南米諸国平均		-16,8

経済予測

CEPAL (国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会) によると、ラテンアメリカ・カリブにおける新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) パンデミックは負の影響として生じており、この地域の2020年の国内総生産 (GDP) は、-9.1低下すると予測している。

メルコスール域内ブロックでは、パラグアイが最も影響が少ない国であると挙げられる。

国名	成長率
パラグアイ	-1,5 %
ウルグアイ	-4 %
ブラジル	-4,5%
アルゼンチン	-12,7%

3.4

投資コスト比較(メルコスール域内)

ジェットロ (日本貿易振興機構) が発表している主要都市の投資コスト比較をベースとし、当商工会議所がメルコスール加盟国の各首都の各種コストの一覧表を右記の通り作成した。

パラグアイはメルコスール加盟国の中でも、賃金・労働関連コスト、電気料金、各種税金などの点で際立ってコストが低い。

(*) は 在パラグアイ日本商工会議所の追加情報

メルコスール		投資関連コスト比較			
調査項目	アスンシオン	サンパウロ	モンテビデオ	ブエノスアイレス	
2019年12月~2020年1月のデータベース	1米ドル = 6.515 グアラニー	1米ドル = 4.0555 レアル	1米ドル = 37.473 ペソ	1米ドル = 59.810 ペソ	
※特に追記がない場合はVATを含む。					
賃金 (月額)	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	
製造業					
1 ワーカー (一般工職)	337	861	1,143	448 - 831	
2 エンジニア (中堅技術者)	1,305	4,673	1,904	2,541 - 3,494	
3 中間管理職 (課長クラス)	1,458	6,155	2,585	3,494 - 4,764	
非製造業					
4 スタッフ (一般職)	460	916	605	618 - 1,296	
5 スタッフ (営業職)	460	1,091	765	599 - 1,286	
6 マネージャー (課長クラス)	1,842	5,614	1,820	4,480 - 6,545	
7 店舗スタッフ (アパレル)	384	850	819	599 - 1,247	
8 店舗スタッフ (飲食)	384	786	640	641 - 1,068	
一般情報					
9 法定最低賃金/月	337	連邦: 256,20 サンパウロ州 286,91/291,79	435	282	
10 賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)		給与の1カ月分			
11 社会保険負担率	雇用者負担率: 16.5% 被雇用者負担率: 9%	事業主負担率の内訳: I. 給与額に対する社会負担率: 34,8 - 36,8% *サブアイテムに別れる II. 販売量に応じて変動する: 3,65 - 9,25% III. 商業所得税 (CSLL) をベースに: 9 - 15% 雇用者負担率* INSSサブスクリプション (3月から): 7,5%, 9%, 12%, 14%	雇用者負担率の内訳: 医療保険: 5% 年金: 7,5% 被雇用者負担率の内訳: 医療保険: 4,5% (子供なし) 6,0% (子供あり) 年金: 15,0%	雇用者負担率: 24% - 26,4% 被雇用者負担率: 17% 事業主負担率内訳: 雇用保険、年金、家族手当、INSSJP: 18,0% - 20,4% 医療保険: 6% 従業員(本人) 負担率の内訳: 医療保険: 3% 年金: 11% INSSJP, PAMI: 3%	
12 名目賃金上昇率	2017年: 3,9% 2018年: 3,5% 2019年: 3,6%	2016年: 4% 2017年: 5% 2018年: 10%	2017年: 7,96% 2018年: 8,21% 2019年: 8,49%	2017年: 26,5% 2018年: 30,4% 2019年: 43,8%	
地価・事務所賃料等					
1 工業団地 (土地) 購入価格 (1平方メートル当たり)	391	1,806,97	12,00 - 30,00	70 - 130	
2 工業団地借料 (1平方メートル当たり、月額)	2,0 国営 5,0 民間(*)	2,2	3,5 - 6,0	1,55 - 2,2	
3 事務所賃料 (1平方メートル当たり、月額)	(1) 76 平均的 (2) 100 高級地区	27,83	10 - 35	22 - 35	
4 市内中心部店舗スペース/ショールーム賃料 (1平方メートル当たり、月額)	245	34,5	9,23 - 27	8,99 - 26,84	
5 駐在員用住宅借上料 (月額)	384 - 1,500 (*)	1,887,85	2000	1,300 - 7,000	
公共料金					
1 業務用電気料金 (1kWh 当たり)	月額基本料: 1kWh 当たり料金: 0,025	月額基本料: 1kWh 当たり料金: 0,1150 - 0,1304	月額基本料: 67,62 1kWh 当たり料金: 0,14	月額基本料: 2,16 - 73,87 1kWh 当たり料金: 0,037 - 0,921	
2 一般用電気料金 (1kWh 当たり)	月額基本料: 1kWh 当たり料金: 0,058	月額基本料: 1kWh 当たり料金: 0,271 - 0,425	月額基本料: 21,75 1kWh 当たり料金: 0,13	月額基本料: 4,376 - 88,584 1kWh 当たり料金: 0,060 - 0,090	
税制					
1 法人所得税 (表面税率)	10%	34%	国税 25%	国税: 30% 地方税: 3 - 4,5%	
2 個人所得税 (最高税率)	10%	27,5%	36%	国税: 5 - 35% 地方税: 3 - 4,5%	
3 付加価値税 (標準税率)	10%	サンパウロ州内: 18% 同国州間の一般税率: 7 - 12% (移送先の州により異なる)	22%	21%	
4 日本への利子送金課税 (最高税率)	利子のみに課税 消費税 5%または 10% 所得税 15% (現地会社が リテンションを行い代理人 として納税を行う)				
5 日本への配当送金課税 (最高税率)	配当利益税 居住者8% 非居住者15%	免除	7%	35%	
6 日本へのロイヤルティー送金課税 (最高税率)	10%	22,5%	12%	35%	
教育					
1 日本人学校 (補習校) への通学経費	授業料: 225 入学金: 314		調査対象外	授業料: 317 /月 入学金: 317 その他費用: 65,5 (バス代 等、月額に換算)	
2 インターナショナルスクールへの通学経費	入学金: 6,538 授業料: 8,550 /年 (*)	授業料: (1) 1,706,61 /月 小学部 (2) 2,156,14 /月 中学部 (3) 2,156,14 /月 高等部 入学金: (1) 7,239,24 /小学部 (2) 5,067,6 / 中学部 (3) 2,172,1 / 高等部	授業料: 1,533 /月 入学金: 9,500 その他費用: 179 (バス代等、月額に換算)	授業料: 495 入学金: 495	

3.5

パラグアイの課題

各種投資コストの低さ、投資インセンティブ、治安の良さといった点で魅力的なパラグアイだが、一方で改善すべき課題も存在している。当商工会議所が進出日系企業を対象にヒアリングを実施した結果、以下の課題が挙げられた。

未整備のインフラ

主要な幹線道路などは概ね整備されているが、大雨などの気象条件によって様々な問題が発生する。例えば、排水設備・河川堤防が全国的に整っていないため、一定量を超える降水があると道路の冠水による公共交通機関（バス）の停止、輸送トラックの立ち往生、河川の氾濫といったトラブルが生じる。また、アスンシオンは世界で最も緑が多い首都と言われるほど街路樹が立ち並んでいるが、大雨や強風時には幹折れ・枝折れが発生し、断線による電気・ネット回線の遮断や路上の車や人、近隣家屋への倒木被害に倒れ込む事もある。産業インフラのみならず、生活に関係する基礎インフラも更なる整備が必要である。

労働慣行・労務制度を含む人材分野の課題

パラグアイはワーカーの労働コストが特筆して低い一方、技術系の専門人材やマネジメント能力を持つ人材が少ない。また、同国では労働組合が組織化されておらず、ストライキが少ない（過去、日系企業では発生なし）といった温和な国民性が感じられる面もあるが、他方、成長意欲の高い人材確保が困難という面もある。これらの課題は、法制度にも関係している。ブラジルなどと異なり労働者保護に偏った法制度ではないものの、同一企業で10年以上勤務

した労働者については会社都合での解雇が原則認められない。そのため10年経過前に解雇される事例が非常に多く、結果として技術やマネジメント経験が蓄積されにくい。教育制度のみならず、社会的・法的な観点からも人材育成の改善に取り組んでいく必要があるだろう。

未発達の製造業

様々な分野で製造業が少ないため、工場を経営する日本企業は中間財（原材料・部品など）の国内調達が難しい。パラグアイで生産された製品の品質は低く、もし供給先の企業が日本水準の品質を求めるのであれば、原材料を日本や他国から輸入する必要があるだろう。また内陸国という立地上、原材料輸入・完成品輸出にはリードタイムが掛かるため、在庫を多めに抱える必要がある。情報セキュリティの観点からも、従業員のコンプライアンス意識を含めて課題がある。パラグアイには、低い労働コストや様々な投資インセンティブといった様々なメリットが存在し、徐々に製造業の展開・進出も増加しているため、更なる業界の発展が求められる。

運用面からみた法制度の未発達

知的財産権保護や各業界における規格の標準化など、特に先進国で重要な論点となる法制度についてはその多くが整備されている。しかし、細かなルールや運用手続きが不明確となっている場合や実際のビジネスで順守されていない場合も多く、これらの諸課題を管理・監督するための実務が追い付いていない。運用面における課題は、パラグアイの官僚組織における人材不足が一因となっているが、日本政府やJICAが制度設計から運用の実務まで指導する専門家を派遣している業界もあり、今後の改善が期待されている。



4.1

金融

パラグアイの金融業界は、監督機関であるパラグアイの中央銀行の監督機能・組織強化に伴い、健全性と信頼性が大幅に向上している。整備された制度によって、国内の政治・経済情勢に左右されることなく、金融業界全体の安定が維持されている。

またパラグアイでは、市場への安定的な融資を提供するために、民間企業の金融サービスを補完する役割を担う政府系銀行のプレゼンスも大きい。政府系銀行には、畜産基金（Fondo Ganadero）開発金融機構（AFD: Agencia Financiera de Desarrollo）、農業金融公庫（CAH: Crédito Agrícola de Habilitación）、国立勸業銀行（BNF: Banco Nacional de Fomento）が存在する。

民間金融機関の活動は、法律第861/96号「銀行、金融会社、その他信託会社」によって定められており、中央銀行金融監督局が監督・検査を担っている。パラグアイの多くの金融機関では、現地通貨グアラニーに加えて、米ドル通貨の口座開設も可能で、一部はユーロも取り扱っている。

口座開設に当たっては、近年規制が強化されているマネーロンダリング対策庁（SEPRELAD: Secretaría de Prevención de Lavado de Dinero o Bienes）の規定に基づき、資金の出所を証明する書類が求められる。なお、預金の保険制度は、法律第2334/03号第1条に定められており、75か月分の最低賃金に相当する金額まで法的に保証されている。

国内での一般的な決済方法は、現金、小切手、国内外のクレジットカード・デビットカード、パラグアイ支払いシステム（SIPAP: Sistema de Pago del Paraguay）を用いた各種支払・引き落としサービスとなっており、海外へはSWIFT送金が利用されている。



Financiera Paraguayo Japonesa S.A.E.C.A.

両替

外貨両替事業者は、法律第2794号で規定されており、中央銀行の監督下にある。「日本円」を含む各国主要通貨が取り扱われている。



Cambios Chaco S.A.

パラグアイの主な金融機関

A 外国銀行支店 SUCURSALES EXTRANJERAS O MAYORITARIAMENTE EXTRANJERAS	B 現地銀行 ROPIEDAD LOCAL MAYORITARIA	金融会社	外貨両替所 (大手)
Banco do Brasil S.A. (*) Citibank N.A. SUC Paraguay. (*)	Banco Regional S.A.E.C.A. Banco Basa S.A.	El Comercio Financiera S.A.E.C.A. Financiera Paraguayo Japonesa S.A.E.C.A. (**)	Mundial Cambios S.A. Cambios Chaco S.A. (**)
Banco de la Nación Argentina. Banco Itaú Paraguay S.A.	Banco Continental S.A.E.C.A. Visión Banco S.A.E.C.A.	Solar S.A. de Ahorro y Finanzas Financiera Exportadora Paraguaya S.A. (Finexpar).	Maxi Cambios S.A. Mercosur Cambios S.A.
Banco GNB Paraguay S.A. BBVA - Banco Bilbao Viscaya Argentaria Paraguay S.A. (*)	Banco Rio S.A.E.C.A. Banco Familiar S.A.E.C.A.	Financiera Cefisa S.A.E.C.A. Finlatina S.A. de Finanzas.	Yrendagué S.A. Bonanza Cambios S.A
Sudameris Bank S.A.E.C.A.	Banco Atlas S.A. Banco para la Comercialización y Producción S.A. Bancop S.A. Grupo Internacional de Finanzas S.A.E.C.A.-Interfisa Banco.	Tú Financiera S.A. FIC S.A. de Finanzas. Fic S.A. de Finanzas	Fe Cambios S.A. M y D Cambios S.A. Alberdi S.A. Norte Cambios S.A.

(*) 日本に支店有す - (**) 日系の会員/日本語対応可

法的枠組み ・ 税制



5.1

投資関連制度

法律第60/90号「投資誘致法」
(LEY N° 60/90 DE INCENTIVOS FISCALES A LA INVERSIÓN NACIONAL Y EXTRANJERA)
投資誘致法は国内外からの資本財の投資を促進する法律で、国内で投資する個人・法人が税制上の優遇措置を受けることが出来る。本法律の適用対象となる投資事業に対して、以下の税金が免除される。

- ・ 投資が5百万米ドルを超える場合、元金、利息及び手数料の支払い・外国送金に課される税金。また事業を通じて得た利益を最大10年間配当する場合、その配当に課される税金
- ・ 投資が100万米ドルを超える場合、融資を行う海外銀行への外国送金に課される税金
- ・ 法人・団体の設立、登記、登録に課される全ての税金
- ・ 投資プロジェクトにおける資本財、原材料及び投入財などの輸入時に課される関税および国内税

本法の適用を受けるには、商工省及び財務省の承認を得る必要がある。また生産量の10%以上は国内向けに販売する事が条件となっている。本法が適用される対象事業は、金融、不動産、

農牧業、鉱業・採石業、製造業、情報通信業（インターネット、移動通信・固定通信、放送業、出版業など）、運輸・旅客業（空・陸・河川）、公共交通業、倉庫業、医療福祉業、宿泊業及び科学研究である。

法律第523/95号「保税地域（フリーゾーン）制度」

(LEY N° 523/95 DE QUE AUTORIZA Y ESTABLECE EL REGIMEN DE ZONAS FRANCAS)

フリーゾーンは、ある特定地域（税関管轄区域）において輸入税等の免税措置の恩典を受ける事が出来る制度である。フリーゾーンに持ち込まれる資材は、国内・第三国の税関管轄区域であらゆる税金が免除される。また資本財に対しては、リースされた財であっても税金が課せられることは無い。

同制度を利用する企業が実際に課される唯一の税金は、第三国への総輸出額の0.5%に当たる「フリーゾーン税」のみとなっている。この課税は、フリーゾーンから第三国へ輸送される際の取引毎に徴収される。なお、フリーゾーンを管轄する規制・監督機関は保税地域国家委員会が担っているが、本フリーゾーン税の徴収は国家航行・港湾公社が担当している。

フリーゾーン内で製造された製品は、パラグアイ産とはみなされないため留意が必要である。

現在、パラグアイには以下2カ所のフリーゾーンが存在する。いずれもアルトパラナ県にあり、ブラジルとアルゼンチンの国境に近いエステ市の国道7号線沿いに位置している。

インターナショナル・フリーゾーン (Zona Franca Internacional)

現在、約2.4ヘクタールが利用されている。既に約30ヘクタールがフリーゾーンとして整備されているが、さらに400ヘクタールまで拡張可能である。

パラグアイ・グローバル・フリーゾーン (Zona Franca Global del Paraguay)

現在、約4.5ヘクタールの規模で40社が利用している。現在の占有率は約70%となっている。

法律第1064/97号「マキラ法」 (LEY Nº 1064/97 DE LA INDUSTRIA MAQUILADORA DE EXPORTACION)

同法はマキラ（輸出保税加工地区）制度と呼ばれており、パラグアイに所在する企業が輸出用の財やサービスを生産するシステムである。本生産は、国内のマキラドーラ（マキラ制度の適用企業）と国外のマトリス（マキラドーラに対して資本財・原料などを輸出する企業）の国際契約に則って行われ、生産された財・サービスは90%以上輸出する必要がある。マキラ制度は、メキシコや中米などにも存在するが、南米では唯一パラグアイが導入している。

マキラ制度を利用するためには、企業は監督機関である「輸出マキラドーラ産業国家委員会（CNIME：Consejo Nacional de la Industria Maquiladora de Exportación）」に対して「マキラ計画書」を提出し、承認を得る必要がある。

なお、多くの進出企業は、生産設備の輸入に法律第60/90号「投資誘致法」、生産・輸出にマキラ制度を活用している。

1%の単一課税

マキラ制度を利用する企業は、生産・輸出に関する税金のほか法人税など様々な税が免除される。マキラ制度を利用して生産された財・サービスの輸出にあたっては、付加価値（財・サービスの合計）またはインボイス価格のいずれか高い方に単一課税1%が課される。

輸入関税の停止

マキラドーラは、生産に必要な原材料の輸入関税が一時的に免除される。関税及び輸入に関する各種税に対する税恩典である。

メルコスールの原産地規則

マキラドーラが生産した製品がメルコスール原産として認定されるためには、原産地規則を満たす必要があり、現在の域内調達比率は40%となっている。この原産地規則に則って生産された製品は、関税ゼロで域内の各国市場に輸出出来る。

国内市場での販売

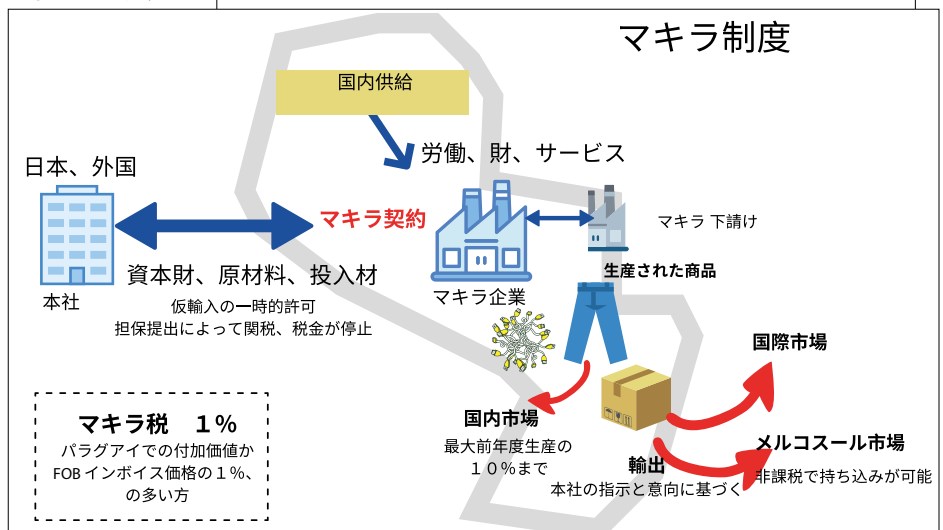
マキラ制度において国内販売は最大で前年度生産量の10%まで認められているが、輸入関税および各種税の免除は適用されない。副産物、製品、廃棄物の国内処理にも同様の手続きが必要である。



Yazaki Paraguay S.R.L.



Sumidense Paraguay S.R.L.



パラグアイにおける主な業種別マキラドラ企業一覧
自動車部品：Yazaki Paraguay SRL、Sumidense Paraguay SRL、Fujikura、Automotive Paraguay S A、他
縫製・繊維：Hoahi SA、Lunelli、Industria Textil Paraguay SA
プラスチック・副産品：Preformax、Paraguay SA、Itacorda del Paraguay SA。

大統領令第 **11.701** 号「原材料及び投入財の輸入制度」

(DECRETO N°11.701 DE RÉGIMEN DE IMPORTACIÓN DE MATERIAS PRIMAS E INSUMOS)

同制度は、国内で生産されていない原材料や投入財の輸入促進を目的とし、該当品目の輸入に掛かる関税免除を定めている。但し、輸入額が 1,500 ドル以上の場合にのみ適用される。

法律第**4838/12**号「国内自動車政策」

(LEY N° 4838/12 DE ESTABLECE LA POLITICA AUTOMOTRIZ NACIONAL)

同法は、完成車の製造・組立て、自動車部品の製造等の促進を目的とし、関連する民間企業への投資インセンティブを定めている。

法律第 **5102/13** 号「官民連携法 (APP 法)」

(LEY N° 5102/13 DE PROMOCION DE LA INVERSION EN INFRAESTRUCTURA PUBLICA Y AMPLIACION Y MEJORAMIENTO DE LOS BIENES Y SERVICIOS A CARGO DEL ESTADO)

同法は、公共事業における民間企業の参加を通じたインフラ整備及びサービス事業等の促進を目的とし、インフラ整備における政府・民間企業間の契約締結を可能にする法的根拠を定めたものである。同法の対象は、道路、鉄道、港湾、空港、水路、浚渫、河川航行の維持管理、電力、社会インフラとなっている。

法律第 **4427/12**号「高度技術製品投資促進法」

(LEY N°4427/12 QUE ESTABLECE INCENTIVOS PARA LA PRODUCCION, DESARROLLO O ENSAMBLAJE DE BIENES DE ALTA TECNOLOGIA)

電機・情報通信分野などにおける高度技術を用いた製品の生産・開発・組立てに対するインセンティブを定めている。また同分野における資本財、原材料、部品への投資も含む。

法律第 **4903/13**号「工業団地法」

(LEY N°4903/13 DE PARQUES INDUSTRIALES)

工業団地の設立、誘致、建設及び環境との調和に関する規制枠組みを定めている。また、工業団地開発に対する各種インセンティブについても規定しており、同法を通じて生産活動を拡大し、パラグアイの社会経済開発に貢献することを目的としている。

法律第 **779/95**号「石油及びその他炭化水素資源の調査、探査及び採掘に関する法律」

(LEY N° 779/95 QUE MODIFICA LA LEY N° 675/60 DE HIDROCARBUROS DE LA REPUBLICA DEL PARAGUAY, POR LA CUAL SE ESTABLECE EL RÉGIMEN LEGAL PARA LA PROSPECCIÓN, EXPLORACIÓN Y EXPLOTACIÓN DE PETRÓLEO Y OTROS HIDROCARBUROS)

パラグアイの領土内に賦存する固体・液体・ガスの各化石燃料の鉱床は、国家の固有財産であり譲渡が出来ない事を定めている。また政府は、限定された期間における調査・探査・採掘の許認可に関する規定も定められている。

5.2

税金

法律第**6380/19**号は、国家税制の近代化・簡素化を目的として改正された税法である。同法では、所得（法人税・個人所得税）および消費（付加価値税・選択消費税）に関する税法が定められている。

法人税

(IRE: Impuesto a la Renta Empresarial)
法人税の課税対象は、法人の事業活動、資産、権利、義務によって生み出される所得、つまりパラグアイ国内でのあらゆる経済活動によって得られた全ての所得に対して課される。

法人税の種類は、以下の3つに分類される。

- 1.一般税制：納税義務者の前年度所得が 2,000,000,000グアラニー以上の場合に適用。
- 2.簡易税制：納税義務者の前年度所得が 2,000,000,000グアラニー未満の場合に適用。
- 3.最簡易税制：納税義務者の前年度所得が 80,000,000グアラニー以下の場合に適用。

同税制の対象者は、2月に年次所得申告を提出の上、前年度の所得に応じて、四半期毎に定額（60,000～240,000グアラニー）を納める。

個人所得税

(IRP: Impuesto a la Renta Personal)
個人所得税の課税対象は、自然人がパラグアイ国内で得られた全ての所得に課せられる。概要は以下の通り。

- ・ 利子・配当所得または不動産所得（税率8%）。但し、配当利益税（IDU: Impuesto a los Dividendos y a las Utilidades）で課税されているものは除く。
- ・ 個人事業主の事業所得または労働従事者の給与所得（税率8%、9%、10%と累進課税）。

付加価値税

(IVA: Impuesto al Valor Agregado)
国内での財・サービスの取引に対して課税するものである。税率は基本10%であるが、一部の財・サービスは5%となっている。5%の付加価値税が徴収されるのは、不動産の賃貸借・売買、利息、手数料、融資の追徴金、資金調達、厚生省に登録されている医薬品の売買の他、日用品の一部、農畜産物とその副産品の売買も含まれる。

選択消費税

(ISC: Impuesto Selectivo al Consumo)
輸入財または国内生産用の一部輸入原料に適用される税金。燃料、タバコ、アルコール飲料、清涼飲料水、食品、高カロリー食品、高級品などが対象となり、税率は1%～50%の範囲で設定される。

配当利益税

(IDU: Impuesto a Dividendos y Utilidades)
個人、法人及びその他事業体の所有者、コンソーシアム、出資者、株主などが得た配当利益に対して課税されるものである。配当利益税の税率は、パラグアイ居住者の場合8%、非居住者の場合15%である。但し、例外的に2020年度の税率は、パラグアイ居住者の場合5%、非居住者の場合10%が適用される。

非居住者所得税

(INR: Impuesto a la Renta de los No Residentes)
パラグアイ国内に居住していない個人、法人及びその他事業体の国内源泉所得に対して、法人税（IRE）または個人所得税（IRP）が課税される。税率は15%となっている。

5.3

市税

法律第881/81号「アスンシオン市の税制とその他財源に関する規定」

商業、工業、職業、職務事業許可税

本税は、アスンシオン市内の営利事業が課税対象である。納税義務のある本社・支店・代理店において営利事業を行う法人、個人または団体は、毎年アスンシオン市役所に納付する必要がある。

自動車税

本税は、通関査定価格に基づいて課税される。市内で個人または業務利用している自動車を所有する者は、アスンシオン市役所に車両登録の上、毎年同市役所に納付する必要がある。

建設税

市内で工事を実施する場合、市役所にて建設税を納付の上、建設許可を取得する必要がある。建設税は、工事の規模、用途などに基づいて算出される。

5.4

輸出入制度

パラグアイには貿易手続きを単一の総合窓口で取り扱い、輸出入手続きを円滑化するシステム（シングルウィンドウ）がある。同システムによって、輸入手続きに要する時間や経費の削減、管理の改善、プロセスの透明性が確保されている。

輸入

輸入を行う個人または法人は、国家税関局（DNA: Dirección Nacional de Aduanas）の輸入用シングルウィンドウ（VUI: Ventanilla Única del Importador）において諸手続きを行う必要がある。同システムを通じて、輸入に関係する諸機関が電子管理システム上でリアルタイムに申請書、許可書、認証などを確認する事が出来る。VUIにアクセスするには、輸入事業者統一登録（RUI: Registro Único del Importador）が必要である。

輸出

輸出を行う個人または法人は、輸入同様、輸出用シングルウィンドウ (VUE: Ventanilla Única del exportador)において諸手続きを行う必要がある。VUEにアクセスするには、輸出業者統一登録 (RUE: Registro Único del Exportador) が必要である。

一時輸入制度の適用条件

- ・ 物品の税関申告
- ・ 物品の説明書類 (関税分類が証明出来るもの)
- ・ 契約書、船荷証券、送り状などの提示
- ・ 対象物品が使用される場所や輸入目的などの情報

5.5

商標登録

商標登録・更新に関する審査・認定を担っているのは、独立行政法人である国家知的財産局 (DINAPI: Dirección Nacional de Propiedad Intelectual) である。その職務は法律第1294/98号、規制に関しては政令第22.365号で定められている。

5.6

労働法

施行中の労働関連法令集

- ・ 法律第 213/93号 労働法
- ・ 法律第 742/61号 労働訴訟法
- ・ 法律第 1626/00号 公務員

- ・ 法律第 5115/13号 労働省の設立に関する法
- ・ 法律第 4469/11号 労働教育実習
- ・ 法律第 951/13号 若年層の雇用
- ・ 法律第 3206/07号 看護師業務
- ・ 法律第 1542/00号 同盟罷業 (ストライキ) 規制
- ・ 法律第 4962/13号 障害者雇用促進
- ・ 法律第 4429/11号 不法滞在外国人の居住正規化
- ・ 法律第 5655/16号 社会保険庁が運営する社会保険加入義務に関する法
- 法律第 5764号 法律第213/93号「労働法」の第255条の改正法
- ・ 法律第 5804号 労務リスク対策に関する法
- ・ 法律第 6211号 法律第3803/2009号細胞診と乳癌検診のための特別休暇の付与」第1条の改正法
- ・ 法律第 6280号 「前立腺癌と直腸癌の予防・早期発見対策推進国家計画」に関する法
- ・ 法律第 6338号 法律第5407/15号「家事使用人」第10条の改正法
- ・ 法律第 6470/19号 労働法第9条の改正法
- ・ 法律第 6453号 法律第5508号母乳育児の促進・保護・支援法の改正法

パラグアイの法制度で定められている労働と社会保険に関する項目は以下の通り。

1. 労働契約

労働契約を締結する事が出来るのは、満18歳以上の者と定められている。但し、満16歳以上の年少者についても、見習い契約を用いての就労は可能である。



国家税関局 (DNA: Dirección Nacional de Aduanas) Foto: Gonzalez Daniel

2. 労働時間

所定労働時間は、日勤（午前6時～午後8時）、夜勤（午後8時～翌午前6時）と日夜混合（日勤と夜勤の時間帯）に分かれる。

法令により、日勤は1日8時間または週48時間以内、夜勤は1日7時間または週42時間以内と定められている。

所定労働時間を超えて労働した時間（時間外労働または超過勤務）は、1日3時間かつ週57時間が限度となっている。所定労働時間を超えて労働した時間は、時間外労働、超過勤務ともいい、1日3時間および週57時間が限度時間である。

3. 休憩・休日

全ての労働者は週1回の休日を通常日曜日に得る権利を持つ。例外的に労使間で合意を得た場合に限り、別の曜日または翌週以内に休日を設定する必要がある。

所定労働時間中、少なくとも30分の休憩時間を与えることが義務付けられている。

労働時間が終わった後、少なくとも10時間の継続した休息時間を与えなくてはならない。

法律で定められている国民の祝日は法定休日である。

4. 給与

給与は雇用主と労働者が労働契約で自由に定めることができるが、最低賃金法に基づきその水準を下回る金額を設定することは出来ない。

なお、パラグアイの最低賃金は、国家最低賃金審議会（CONASAM: Consejo Nacional de Salarios Mínimos）から示される報告（消費者物価指数（CPI）の変化と国民経済に与える影響など）に基づき、行政府が毎年調整を行う。

パラグアイの法律では、次の通り割増賃金及び追加手当の支払いを定められている。

- 所定労働時間を超えた時間外労働に対し、雇用主は労働者に日給の50%の追加手当を支払う。
- 労働者の夜勤労働に対し、雇用主は労働者に日給の30%の追加手当を支払う。
- 労働者の夜勤時間帯における時間外労働または休日労働に対し、雇用主は労働者に給与の100%の追加手当を支払う。

5. 家族手当

雇用主は労働者の扶養家族を支援することを目的として、17歳以下の子ひとりにつき最低賃金の5%に相当する金額を支給する。家族手当は基本給とは別に全額支払わなくてはならず、譲渡または差押えすることはできない。

6. 年次有給休暇

年次有給休暇とは、全ての労働者に対して継続勤務年数に応じて与えられる休暇である。

- 勤続年数が5年未満の場合、営業日連続12日間
- 勤続年数が5年から10年までは、営業日連続18日間
- 勤続年数が10年以上の場合、営業日連続30日間

7. 休暇

全ての雇用主は労働者の求めに応じて次の有給休暇を与えなければならない。

- 結婚または身内の不幸（配偶者、子供、両親、祖父母または兄弟）の場合は連続3日間。
- 女性労働者に対し子宮がん検診と乳癌検診の場合は連続2日間。
- 配偶者が出産した場合、出生から連続14日間。
- 女性労働者が出産する場合、連続18週間。特例として24週間以上の休暇も可能。
- 女性労働者の養子が生後6ヶ月未満の場合は18週間。養子が6ヶ月以上の場合は12週間。
- 生後6ヶ月に達しない子の保育のために必要と認められる授乳を行う場合は1日90分。本休暇は、医師の指示に応じて、生後7カ月～24カ月の子の保育のために1日60分の休暇を取得する事が可能。

8. 賞与（ボーナス）

定期給の労働者に対し1年間の事業年度中に発生した報酬の12分の1に相当する額を特別に支払うものである。ボーナスは、毎年12月31日まで或いは労働契約の終了時に賞与に比例した支給金額を支払わなくてはならない。賞与の算定で、家族手当と社会保険の拠出金は含まれない。

9. 安定就業

労働法は、同じ雇用主の下で労働者の継続就業年数が満10年になると、安定就業権を得ると定めている。安定就業権を得た労働者の解雇は、労働法が定める事由に該当する場合のみ労働契約を解約出来る。

10. 労働契約の解消

労働契約を解消する際、当事者（雇用主と労働者）は事前通告する必要がある。事前通告期限は、勤続年数によって定められている。

- 研修期間終了～1年以下は30日前
- 勤続年数1年以上～5年以下は45日前
- 勤続年数5年以上～10年以下は60日前
- 勤続年数10年以上は90日前

雇用主が解雇の際に事前通告しなかった場合、雇用主は労働者に対して該当する事前通告期限に相当する給与を支払わなければならない。同様に、労働者が雇用主に対して労働契約の解消による事前通告を怠った場合、該当する事前通告期限に相当する給与の半額を雇用主に支払う。

11. 理由あり解雇・理由なき解雇

雇用主は労働者を解雇できるが、雇用主の労働者に対する責任は、理由がある場合とない場合で異なる。

雇用主は、労働法に明記されている理由で労働者を解雇した場合、雇用主は労働者に対し事前通告及び保証金の支払い義務を負わず、労働者の権利である給与、賞与、有給休暇分のみを支払う責任がある。

正当な理由なく解雇された場合には雇用主は上述の支払いに加えて、以下の補償金を負担する。

- a. 勤続年数1年分に対して15日分または給与6ヶ月分超相当の補償金
- b. 勤続年数に応じた有給休暇日数分相当の補償金

12. 社会保険

社会保険庁 (IPS: Instituto de Previsión Social) は、国内の年金・社会保険に関する管理監督を担っている。雇用主は全ての労働者をIPSに登録する義務がある。

雇用主と被雇用者はIPSに毎月積立金を支払う必要がある。雇用主の納付分料率は16,5%、労働者の納付分料率は9%となっている。

13. 年金と給付額

年金はIPS関連法が定める年齢や勤続期間などの要件を満たした退職者に対して毎月支給され、以下の種類がある。

- a. 通常給付年金：25年間分の保険料拠出を満たした満60歳の労働者に給付される。年金給付額は退職日から過去36カ月間の給与平均額の100%となる。また、満55歳で30年間の保険料拠出の場合は、退職日から過去36カ月間の平均給与額の80%である。
- b. 臨時給付年金：15年間分の保険料拠出を満たした満60歳の労働者に給付される。この場合、年金給付額は保険料拠出期間によるため、退職日から過去36カ月間の平均給与額の60%である。
- c. 病気による障害給付年金：3年間分の保険料拠出を満たした55歳未満の労働者、または、3年～5年間分の保険料拠出を満たした65歳未満の労働者が対象。年金給付額は、障害の認定日から過去36カ月間の平均給与額の60%である。

- d. 労災による障害給付年金：年金給付額は、IPSの障害等級表、保険料拠出期間、障害が生じた日から過去36カ月間の平均給与額に従ってその金額を定める。

14. IPSによって被保険者に支払われる給付金

- a. 出産育児手当金：女性労働者が受け取る給与の100%に相当する額が、産休期間中に毎月支払われる。
- b. 病気手当金：労働者の病気になる前の過去4カ月間の平均給与の50%に相当する金額が支払われる。同手当は治療を担当する医師に従って定められた期間支払われる。
- c. 障害手当金：事故の日から過去4カ月間の平均給与の75%に相当する金額が支払われる。同手当は、最長で52週（6ヶ月）まで支払われる。

15. 職場での安全、衛生、快適

全ての労働者は就職時に健康診断を行うなければならない。また、危険または健康に影響を及ぼしうる業務に就いている場合は、健康診断を6ヶ月または12ヶ月に1回行う必要がある。健康診断に伴う費用は雇用主が全て負担する。

16. パートタイム雇用の労働契約

パートタイム雇用は、週16時間～32時間の労働が可能である。例外的に、パートタイム労働者が時間外労働を行う場合は、労働契約で定められている週の労働時間の10%を限度とする。パートタイム雇用者の給与は最低賃金に基づき、労働時間数に応じて算出される。労働法で定めるその他の手当や権利は、パートタイム労働者にも適用される。



社会保険庁 (IPS: Instituto de Previsión Social)

出入国・在留 管理制度

6

滞在形態
手続きに必要な書類



6.1

滞在形態

パラグアイでの就労のため居住を希望する外国人は、パラグアイの一時居住権または永住権、及び身分証明書を取得する必要がある。

査証の種類

- ・ 商用査証
- ・ 短期滞在または永住査証

但し、日本人が出張・観光でパラグアイに滞在する際には、査証申請は不要となっている。
また、駐在等で中長期の滞在をする場合にも事前に労働査証の取得は必要ないが、パラグアイに到着後、永住権及び身分証明書を申請・取得する必要がある。

永住権

法律第978/96号「移民法」に準じ、全ての国籍の外国人に付与される権利である。永住権はパラグアイに永住する事を希望する全ての国籍の外国人に対し、担当機関が国の発展に資する活動を行うと認めた場合に、移民法とその関連の規定に準じ在留期間を制限せずに居住を許可するものである。日本人駐在員が取得した場合、10年の期限（更新可能）付きで永住権が発行される。

身分証明書

スペイン語でCédula de Identidadと呼ばれ、パラグアイでの市民権（居住）を証明するもの。本証明書の取得の際に、公証役場にてパラグアイで有効な署名も登録する事から、当地で勤務・生活する上で重要な公的証明書となる。

6.2

手続きに必要な書類

パラグアイで居住を希望する日本人が上述の永住権・身分証明書を取得するにあたって、当地到着前に、本邦にて以下の書類を事前手配する必要があります。

- ・戸籍謄本
- ・無犯罪証明書（犯罪経歴証明書）

これらの書類には、日本外務省によるアポステイユを取得する必要があります。アポステイユとは、公文書に対する外務省証明の事で、外国での各種手続きに日本の公文書を提出する必要があり、その提出機関から外務省の証明を求められた場合に取得が必要になる。

その他の必要書類については、現地で手配が可能である。なお、駐在員の場合は、財政能力証明（所得証明書など）や勤務先情報の提出などが必要となっている。また未成年、学生（留学）、起業家など滞在目的によって必要書類が異なるため、最新の必要書類については現地弁護士や査証手配業者などに事前確認をお願いします。

参考事項

永住権の手続きは移民局にて手続きを開始してから、約3～6か月の期間を要する。永住権取得後、身分証明書の手続きに進む事ができ、手続き完了には約1か月ほど掛かる。但し、時期や申請先機関の状況によっては、手続き期間は大幅に前後するケースもある。

パラグアイには、これらの手続きを代行する専門業者があり、日本語が話せる日系人の業者も存在する。各申請に当たっては、本人が申請先機関に向いて対面で実施する必要があるものの、進捗確認は法定代理人（上述の手続き代行業者など）によって可能である。



グアラニ国際空港



シルビオ・ペティロッシ国際空港

生活

7

居住環境
教育
保健医療
食事
観光&娯楽



アスンシオン市内のマンション (Torre Eyzaguirre)

7.1

居住環境

パラグアイは都市によって治安が安定していないところもあるが、アスンシオンをはじめ主要都市の治安は比較的良い。特に日本企業・組織からの駐在員が居住するエリアは住環境が整っている。住宅の賃貸・購入価格の一例は以下の通り。駐在員などが住むエリアにある以下のマンション・一戸建ては、広さもありプールや庭付き、マンションによってはジムやリクリエーション施設も整っている。

市名	数	住宅の種類	参考情報	購入価格ドル	家賃ドル	地区
アスンシオン	1	マンション	2LDK, 16, 95 m ²	200.000	1000	ピリア・モラ地区
	1	一戸建て	3LDK, 26, P, 300 m ²	400.000	2500	マノラ地区
エンカルナシオン	1	マンション		50.000	500	-
	1	一戸建て		150.000	1000	-
エステ	1	マンション		50.000	500	-
	1	一戸建て		250.000	1000	-

7.2

教育

教育科学省 (MEC: Ministerio de Educación y Ciencias) は、公立の初頭・中等・高等教育機関の管理及び私立教育機関の活動の監督を担っている。

初頭・中等教育には公立校・私立校があるが、私立校の場合は、外国語、コンピューター関連教養、芸術やスポーツなどの教育も行っている。

教育機関の中には、バイリンガル教育を専門とする学校、国際高等学校など、海外の大学への入学が容易できるところもある。



アスンシオン日本人学校

高等教育に関して、国公立大学は技術・自然科学系が強く、私立大学は社会科学系が中心となっている。

公立校

基礎教育は半日制であり、高校は夜学がある。学費（月額）は、20ドル～30ドルである。

私立校

ほとんどの学校が全日制であり、中にはバイリンガル教育、芸術・技術教育を行っている学校もある。学費（月額）は、学校によるが200ドルから700ドルである。

アスンシオン市内のバイリンガル校 英語・スペイン語

- ・ ASA - American School of Asunción
- ・ Saint Anne's School
- ・ Panamerican School
- ・ Liberty School
- ・ Lumen School
- ・ Colegio Internacional Asunción
- ・ Colegio SEK Asunción
- ・ San Ignacio de Loyola
- ・ Christian Academy

日本語・スペイン語

- ・ Colegio Paraguayo - Japonés
- ・ Colegio Adventista de Asunción

ドイツ語・スペイン語

- ・ Colegio Goethe
- ・ Colegio Concordia

フランス語・スペイン語

- ・ Colegio Marcel Pagnol Paraguay

日本人学校

アスンシオン日本人学校

日本の文部科学省が認定する唯一の学校で、小学部と中学部を有する。日本から派遣された教員が指導をしており、日本と同水準の教育を受ける事が出来るため、一時的に海外で生活をしている駐在員の子弟は帰国時の編入・進学がスムーズに可能である。

7.3

保健医療

医療機関

パラグアイの保健医療サービスは、公立と私立に分けられる。国の保健医療制度は県庁所在地または厚生省の地域病院に分権化されている。公立病院では、基本的な治療費は無料である。新型コロナウイルス感染症対策（COVID-19）の対応として、中央研究所では無料でPCR検査を受検出来る。ICU（集中治療室）数は、パラグアイ全土で約600床と言われており、その内約6～7割が公立病院に設置されている。私立の集中治療室の費用は一日当たり700米ドル～850米ドルである。

民間の医療機関

民間の医療機関は、増加傾向にある。民間事業者は、国家保健医療制度の経営管理を担う保健医療監督機関（SUPSALUD: Superintendencia de Salud）の監督下にある。

主な病院

市名	診療所・病院
アスンシオン	Centro Médico Bautista
	Sanatorio Adventista
	Migone
	San Roque
	La Costa
エンカルナシオン	Clínica Tajy
エステ	Sanatorio Internacional
ピラポ	Clínica Pirapó
イグアス	Sanatorio Yguazú



私立病院 La Costa （アスンシオン）

パラグアイ日系医師・歯科医会

アスンシオンに本拠地を置く、1994年1月24日に設立された協会である。日系人医師で構成されており、その多くが日本語で対応可能である。

パラグアイ日系医師・歯科医会	
会長	三井ネルソン
副会長	中山アグスティーナ
会員数	44

※リストは、パラグアイ日系医師会に所属する医師・歯科医のみを対象としています。

専門医別	
エコー	3
エコー、内科	1
画像診断	1
家庭医、エコー	1
眼科	3
外科	2
外科・エコー	1
産婦人科	3
産婦人科、子宮頸ガン細胞検査、大腸内視鏡検査科	1
周産期画像科（エコー）産婦人科	2
消化器科	1
消化器外科	3
消化器内科	2
小児科	5
小児外科	1
神経外科	1
整形外科	2
内科	4
内科、循環器内科	1
病理解剖学	1
麻酔科	1
泌尿科	2
その他	2
合計	44

7.4

食事

和食レストラン

パラグアイでは日本人移住によって、日本食材や和食の認知度が高く、パラグアイ人の中でも和食好きは多い。和食は年々人気上昇している事から、最近では日系人のみならずパラグアイ人やその他外国人が経営する和食レストランも多い。

アスンシオンとエンカルナシオンには6つの大手和食レストランがある。その中には、パラグアイにおける和食分野や日本食材の普及の功績が認められ、ジェットロによる認証を得ている店

もある（南米諸国の中で、ペルーとブラジルに続いてこのJETROの認証を得たのはパラグアイ）。また日本大使館・当商工会議所の推薦によって、農林水産業が任命する「日本食普及の親善大使」にも3名が選出されている。

大手和食レストラン

1. Restaurant Hiroshimaアスンシオン店
(文化功労賞受賞)
2. Restaurant Hiroshimaエンカルナシオン店、
「日本食普及の親善大使」
3. Delicias Japonesas 「日本食普及の親善大使」
4. Restaurante Sukiyaki 「日本食普及の親善大使」
5. Hibiki
6. Musashi

その他にもアスンシオンには、Nanohana、Almacén de Sushi、Yakitori Club、Keiko Laménなどのレストランの他、お弁当のデリバリーを行っているOnigiri、Wasabi bento、Bentobox、Buen Gusto、Nagasawaなどがある。

エンカルナシオン：Hiroshima、Ajisai、Umai Resto

イグアス：Yguazú Grill、ラーメン岡村

ピラポ：笑屋、Japonesita、Minami

エステ：Origami、Tokyo

ペドロ・ファン・カバジェロ：cocoichi

日本食品店

パラグアイ産または輸入された日本食品は日系人が経営している下記の店舗などで販売されている。

日系人経営の商店、スーパーマーケット	
アスンシオン	Sakura Mini Market
	Daisuki Almacén
	Supermercado Guaraní
	Supermercado Nishikawa
エンカルナシオン	Autoservice Kiyomi
ピラポ	Supermercado Pirapó
イグアス	Supermercado de la Cooperativa Pirapó
	Supermercado km 42
エステ	Supermercado Arco Iris



Restaurante Delicias Japonesas

Wagyu

Restaurante Delicias Japonesas のオーナーは、パラグアイで初めて和牛の生産を始め、今では南米でも屈指の和牛生産者である。



Wagyu - Restaurante Delicias Japonesas



Uchiyamada - Restaurante Sukiyaki



雑貨店 Almacén oriental Daisuki



Onigiri S.R.L.



食品店 Sakura Mini Market

野菜と食材

日系移住地やアスンシオン近郊には、日本人や日系人の野菜栽培農家が点在しており、その殆どは日本料理や東洋料理で消費されている。また、豆腐、味噌、納豆、コンニャク、うどん麺、日本米なども生産されている。



Fresh Food S.R.L.



Hypergrain S.A.



醤油、豆腐、味噌、納豆、野菜など



Maehara S.A.C.I.



がんもどきとコンニャク



Shirosawa Company S.A.I.C.

胡麻畑

7.5

観光&娯楽

パッケージ (国内観光)

パラグアイ国内には、様々なジャンルの興味深い観光スポットがある。

アスンシオン (Asunción)

大統領が執務する「ロペス宮殿」、スペインからの独立の話合いが行われた「独立の家」、戦争の英雄を祭った「英雄廟」、パラグアイ川の景観が楽しめる「コスタネラ」、南米最古の鉄道で活躍したレトロな車両も見られる「中央駅」などの見所がある。

ゴールデン・サーキット (El Circuito de Oro)

アスンシオン周辺の個性的な町を巡る観光ルート。繊細な銀細工で有名なルケ (Luque) や、伝統手芸ニヤンドゥティー (レース編) の町・イタグア (Itaiguá)、フランシスコ会の教会が残るジャグアロン (Yaguarón)などを巡る。旅行会社でツアーも扱っている。

イパカライ湖 (Lago Ypacarai)

アスンシオンの東方約30Kmにある。湖岸には、陶芸や母で有名なアレグア (Areguá) や、ドイツ系移民が築いたサンベルナルディーノ (San Bernardino) などの町があり、週末にはレジャー客で賑わう。この湖を歌った「イパカライの思い出」(Recuerdos de Ypacarai) は、パラグアイを代表する一曲。

カアクペ大聖堂 (Basílica de Caacupé)

アスンシオンから約50Km、パラグアイのカトリック信仰の中心。大聖堂に納められている聖母に祈ると願いが適うと言われ、毎年12月8日のカアクペの聖母の日には、全国から何万もの巡礼者が夜通しで大聖堂を目指す。

ラム酒ロード (La Ruta de la Caña)

パラグアイの伝統的飲料であるカーニャ (ラム酒) を学ぶツアー。アスンシオンから約70kmのピリベブイ (Piribebuy) にある大手メーカー Fortín社にて、原料のサトウキビ作りから、カーニャの製造過程を見学し、試飲もできる。ピリベブイには三国戦争中の一時期、臨時首都が置かれており、戦争の史跡も訪れる。



アスンシオン (Asunción)



教会の鐘楼 (Misiones Jesuíticas - Encarnación)



カアクペ大聖堂 (Basílica de Caacupé)



ラム酒ロード (La Ruta de la Caña)

トリニダー遺跡 (Misión Jesuítica de La Santísima Trinidad de Paraná)

エンカルナシオンから30Km。1706年建設、パラグアイで最後のイエズス会の教化集落。宣教師と先住民が共同生活を送り、布教にあたった。レンガ造りの大聖堂や多くの住居、学校、工房などが良好な保存状態で残り、当時の繁栄を偲ばせる。国内唯一のUNESCO世界遺産。

クリスタルの滝 (Salto Cristal)

アスンシオンから約150Kmのパラグアリ (Paraguari) 県に位置する。落差は45メートル。森の中を歩くと滝が現れ、滝壺まで下って水に入ることもできる。ラ・コルメナ (La Colmena) 日系移住地からは約20km。

モンダウの滝 (Saltos Monday)

シウダーデルエステから8Km。落差40mの主な3つの滝と、他の滝からなる。遊歩道から滝を見学し、エレベーターで滝の直下までも下りられる。面積7haの園内では、ジップラインやラフティングなども体験できる。

チャコ・パラグアイ (Chaco Paraguayo)

国土の西半分を占めるチャコ地方には、日本の本州+四国にほぼ相当する面積に約20万人が暮らす。ドイツ移民が中心となり開拓され、中心都市フィラデルフィア (Filadelfia) では、ドイツ系住民の姿も多い。歴史や自然を学べる博物館や、チャコ戦争の戦跡、渡り鳥のオアシスのラグーン、そして観光農場の滞在などが楽しめる。

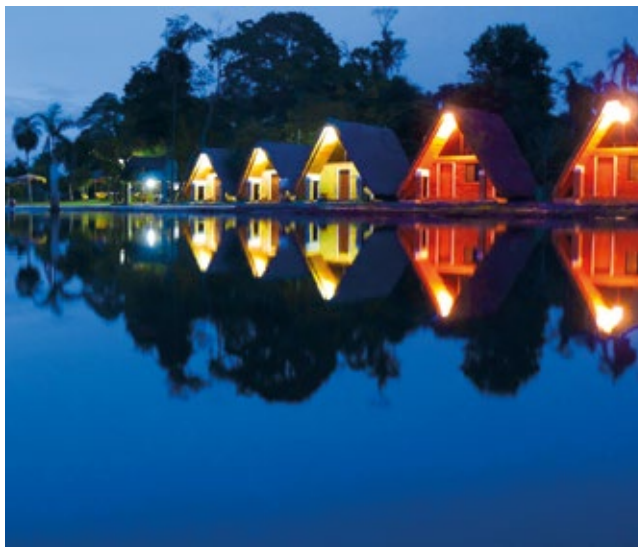


チャコ・パンタナール (Pantanal Chaco Paraguayo)

日本人移住地の民宿

アルトパラナ県のイグアス市には日本語で対応可能できる宿泊施設がある。イグアス市はブラジルとの国境に近く、イグアスの滝へのアクセスも良い。市内には自然の中で落ち着いた時間を楽しめる宿泊施設が数多くあり、日本人観光客に人気のスポットとなっている。

ホテル・民宿	
アスンシオン 首都圏	Hotel Uchiyamada - Kyoko http://hoteluchiyamada.com.py/
	Pensión Amigo
イグアス	Pensión Fukuoka
	Hotel Yguazú
	Parque Ito
	Parque recreativo Asahi
	Pensión Sonoda
	Hotel Oriental
	Pensión Kobayashi



Parque Ito (伊藤公園)



Hotel Uchiyamada



映画

映画館はショッピングモール内にある。各国の最新映画作品が公開されているが、日本作品は少ない。

アスンシオンの大手映画館：

- ・ Cinemark.
- ・ Cines Itaú Hiperseis.
- ・ Cine Fuente.
- ・ Cine Villamorra.
- ・ Cine Itaú del Sol.

ショッピング

アスンシオン市内には、バラエティーに富んだショッピングモールは数多くあり、ショッピングを自由楽しむことが出来る。

Paseo La GaleríaとShopping del Sol

アスンシオン市内の新オフィス街に位置するショッピングモール。周辺にはワールドトレードセンター（WTC）を含め、ホテルや銀行などが多数ある。

Shopping Mariscal

施設内で開催される文化イベントなどの幅広い活動を通じて、地域に根差したショッピングモール。

Shopping Villa Morra

アスンシオンで最初に建設されたショッピングモールで、映画館やボーリング場も併設。

民芸品・手工芸品の販売：アスンシオン市街の中心に位置するPalma通りには、民芸店を含む様々な添付が数多く並んでいる。

カラオケ

アスンシオンやその他の日系人居住地には、カラオケが楽しめる店がある。

カラオケを楽しめる場所は、以下の通り。

カラオケ	
アスンシオン 首都圏	Karaoke Yuki, Amistad
イグアス	Karaoke Okamura, Murasaki
ピラポ	Anchan, Kudo, Mori, Kawamura



Shopping Mariscal



Nissei Marketplace



Casino Acaray



伝統手芸 ニヤンドゥティ



銀のフィリグリー

在パラグアイ 日本商工会議所

8

概要
主な活動
会員名簿



中央銀行総裁による講演会 (2019)



8.1

在パラグアイ日本商工会議所の概要

在パラグアイ日本商工会議所は、1975年に設立された。設立から約45年間に経過し、当商工会議所は、日本企業によるビジネス活動の支援・促進、相互交流を図るとともに、政府機関や各種団体とも連携し、様々なイベント・企画を実施している。連携先には、在パラグアイ日本国大使館やJICAパラグアイ事務所の他、ジェトロ、日本商工会議所、近隣の在外日本商工会議所などもあり、日頃から情報交換を行い、良好な関係を築いている。また日本のラテンアメリカ協会には会員として長年在籍しており、各国の在パラグアイ商工会議所が加盟するパラグ

イ商業・サービス業二国間会議所連盟（FEDECAPY: Federación de Cámaras Binacionales de Comercio y Servicio del Paraguay）にも所属している。

当商工会議所は、パラグアイに拠点を置く日本企業・組織（在パラグアイ日本国大使館、JICAパラグアイ事務所を含む）の他に、現地の日系人が経営する日系企業やパラグアイの日系人が運営する各専門分野の組織・協会も数多く加盟しているのが特徴である。定例会・イベントは日本語中心で開催されているが、通訳・翻訳を通じて、日本語・スペイン語両スピーカーに対応している。

会員数	52
日本に本社がある企業	7
日系人・地場経営企業	40
個人会員	5

会員が属する産業の内訳：
農牧業 - サービス業 - 工業・商業



在パラグアイ商工会議所（1階）

最近の主な活動

企業ミッションの受入・交流：

- ・ JETRO ビジネス投資環境視察ミッション（2017年と2019年）
- ・ JICA 中南米日系社会との連携調査団

イベント：

日本の文化や伝統の紹介

工場見学：

- ・ Maehara S.A.A.C.I.
- ・ Frigorífico Neuland
- ・ MAAHSA

政府機関関係者の講演：

- ・ パラグアイ中央銀行 総裁
- ・ 商工省（MIC）工業副大臣
- ・ 商工省（MIC）の投資・輸出振興ネットワーク（REDIEX）国家局長
- ・ 国家知的財産局（DINAPI）国家局長
- ・ パラグアイ国家民間航空局 国家局長
- ・ JICAパラグアイ事務所 所長

講演会：

- ・ 渡邊頼純教授
〈予測不能な世界における日本の貿易政策〉
- ・ アスンシオン国立大学工学部、栗田ホルヘ先生
〈パラグアイ初の衛星打ち上げ〉
- ・ ラパス農業協同組合、ピラポ農業協同組合
〈農協の活動・取組みの紹介〉



和食振興イベント



工場見学イベント



在パラグアイ日本国大使館- 大使公邸でのイベント



経団連・JETROミッションとの昼食会



















定例会

在パラグアイ日本商工会議所 会員名簿

NRO	ロゴ	会員名	業界	コンタクト	
	 EMBAJADA DEL JAPÓN EN PARAGUAY	名誉会員 在パラグアイ日本国 大使館	大使館	Avenida Mariscal López N° 2364 Asunción	www.py.emb-japan.go.jp/itprtop_es/index.html japon.embajada@as.mofa.go.jp +595 (21) 604 616 (R.A.)
1		日系弁護士・公証人会	法律コンサルタン ト		oscarpundik@hotmail.com +595 981 424 520
2		A & E S.A.	食肉生産、レス トラン	Mcal. López esq. Waldino Ramón Lovera Asunción	eijiro_hayashi@hotmail.com +595 (21) 673 215 +595 981 439 476
3		AdirzUS S.A.	コンサルタント	Guillermo Saravi 364, casi Dr. Hassler Edificio Brescia Asunción	www.adirzus.com/about suzurida@gmail.com +595 985 916 104
4		Agencia de Cooperación Internacional del Japón en Paraguay (JICA)	独立行政法人	Avda. Mcal. López 3794 esq. Cruz del Chaco, Edificio Citibank Center, Piso 5 Asunción	www.jica.go.jp/paraguay/espanol/index.html pg_oso_rep@jica.go.jp +595 (21) 608 400
5		Astillero Tsuneishi Paraguay S.A.	船舶/バージの 製造	Ruta Villeta Alberdi Km. 8,5 Villeta	www.tsuneishi.com.py +595 (21) 238 1265/6/7/8/9
6		Cambios Chaco S.A.	金融サービス	Calle Palma entre Chile y Alberdi Asunción	www.cambioschaco.com.py mk@cambioschaco.com.py (021) 445 315
7		Central Consultant Inc.	建築コンサルタ ント	Gral. Díaz c/14 de Mayo, Edificio Ahorros Paraguayos, Piso 8, Dpto. 1 Asunción	www.central-con.co.jp skashima@central-con.co.jp +595 (21) 491 131
8	 Compañía Agropecuaria Yguazú S.A.	Compañía Agropecuaria Yguazú S.A.	農業	Capitán Canisa 1281 casi José Asunción Flores Asunción	hayao_hisaoka@outlook.com +595 (21) 205 018
9		Constructora TODA do Brasil S/A	建設	04001-902 Rua Manuel da Nobrega, 1280-3 Andar Sao Paulo	www.toda.com.br +55 (11) 3886 5844 Constructora TODA Paraguay S.A. toda@toda.com.py
10		Daihatsu Diesel (America) Inc.	製造業 (エンジ ン類)	380 Broadway Suite 302 Jericho, NY, 11753 USA	www.dhtd.co.jp/en +1 (516) 822 3483/4
11		Financiera Paraguayo Japonesa S.A.E.C.A.	金融	Boggiani 271 esquina Urico Schmidel Asunción	www.fpj.com.py fpj@fpj.com.py +595 (21) 416 4000
12		Fresh Food S.R.L.	農業 (生産・流 通・加工)	Ruta Mcal. López, Km. 18 Capiatá	www.freshfoodpyonline.com info@freshfood.com.py +595 982 425 536

NRO	ロゴ	会員名	業界	コンタクト	
13		GL South America S.A.	農業・牧畜・食品・建設	Ruta Villeta - Alberdi km 8,5 Villeta	www.glocal-japan.com/southamerica/english/business/shipping administracion@glocalsa.com +595 984 398 717
14		Grupo SUMI (Sumi Scientific Instrument, Sumi S.A. / Analitica S.A.)	医療機器販売・臨床検査	Pedro Gill 935 c/ Ytororo Lambaré	www.sumi.com.py sumi@sumi.com.py www.analitica.com.py info@analitica.com.py +595 (21) 908 555 +595 985 751 108 +595 981 207 504
15		Hotel Uchiyamada	ホテル業/レストラン	Constitución 763 Asunción	www.hoteluchiyamada.com.py uchiyamada@gmail.com +595 (21) 222 038
16		Hypergrain S.A.	農業	Ruta Mariscal José Félix Estigarribia Km 66,5 Eusebio Ayala	www.hypergrain.com info@hypergrain.com +595 (21) 338 8256
17		Itochu Corporation アルゼンチン	総合商社	Libertador 602, Piso 15 Buenos Aires, Argentina	www.itochu.co.jp/ja/index.html +54 (11) 5777 7500
18		Jetro Buenos Aires	独立行政法人	Edificio Omega, Avenida Corrientes 222, Piso 9 Buenos Aires, Argentina	www.jetro.go.jp/argentina Infobuenosaires@jetro.go.jp +54 (11) 5235 0977
19		Kaneko S.A.	薬局チェーン	Dr. Gabriel Pellon y Fortin Arce San Lorenzo	www.farmaciakaneko.com info@farmaciakaneko.com +595 (21) 689 0900
20		Kenmei Consultores y Coaching	企業向け研修コンサルティング・コーチング	Campos Cervera 6442 casi RI Ytororo Asunción	www.kenmeicoaching.com info@kenmeicoaching.com +595 985 841 735
21		Kurosu & cia. S.A.	産業・農業機器販売	Ruta VI - Km. 6 - Arroyo Porá Encarnación	www.kurosu.com.py jaimekurosu@kurosu.com.py +595 (71) 214 600 +595 983 123 001
22		La Rural S.A. de Seguros	生保・損保	Avda Rca. Argentina 940 casi Mac Mahon Asunción	www.larural.com.py larural@larural.com.py +595 (21) 6174000
23		Maehara S.A.A.C.I.	養鶏・牧畜	Asunción 227 casi Av. Defensores del Chaco Fernando de la Mora	www.yemita.com antonio@maehara.com.py +595 (21) 505 725
24		Magnolia Agroforestal S.A.	養鶏・牧畜	Av. Sacramento 2098 esq. Itapua Edificio Sakura, Of. 2A, CP 1747 Asunción	hayatofuchiwaki@gmail.com +595 (21) 296 099v
25		Mack S.A.	商業	Victor Idoyaga 5050 casi Charles de Gaulle Asunción	www.mackplotter.com mackplotteradm@gmail.com +595 971 387 420 +595 975 605 800

NRO	ロゴ	会員名	業界	コンタクト	
26		Mitsubishi Corporation	総合商社		www.mitsubishicorp.com/jp/ja/
27		NEC Argentina S.A. NEC	電子・電気機器	Av. Don Pedro de Mendoza 443 (C1156ACA) Argentina	ar.nec.com info@nec.com.ar +54 (11) 4010 6000
28		Nissei (EMAP S.A.)	電化製品輸入・販売	Adrián Jara esq. Regimiento Piribebuy Shopping Hijazi Center Ciudad del Este	www.nissei.com +595 (61) 500 115
29		SAKURA Mini Market	商業	Avda. Rca. Argentina 2175 esq. Carios Asunción	https://www.facebook.com/Sakura-Mini-Market-2441936786047353/ sakurajapanfood@gmail.com +595 (21) 559 335
30		Sanken Industrial & Comercial S.A.I.C.	食品・商業	Calle Posadas 414 casi Mcal. Estigarribia Encarnación	naoyasaka@sanken.com.py +595 985 750 715
31		SD Paraguay S.R.L.	建築・システムデザイン	Ruta Mcal. Estigarribia casi Atilio Galfre, Depto. 307 San Lorenzo	nakagoe@system-design.sakura.ne.jp +595 981 975 734
32		Shirosawa Company S.A.I.C.	農業・商業（代理店など）	Ruta 3 Gral. Elizardo Aquino, Km 23.1/2 Limpio	www.shirosawa.com info@shirosawa.com +595 (21) 781182 al 184
33		Sumidense Paraguay S.R.L.	自動車部品	Ruta N° 1, Km. 21 Parque Industrial Mcal. Francisco S. López Capiata	www.sws.co.jp www.sumidense.com.br +595 228 622 155
34		TCV Paraguay S.A.	サービス・インフラ	Ruta Villeta-Alberdi Km 8,5 Villeta	www.tsuneishi-group.jp/en/category/energy/ tcv-paraguay-sa
35		Uchiyama Sudamérica S.R.L.	自動車部品	Av. Aviadores del Chaco 2050 World Trade Center, Torre 4, Piso 15-B Asunción	www.umc-net.co.jp +595 (21) 728 8886
36		Yazaki Paraguay S.R.L.	自動車部品	Calle Bernardino Caballero 9425, Caaguay Cupé Mariano Roque Alonso	www.yazaki-group.com/global +595 (21) 758 3368
37		A-Fines Consultora S.R.L.	コンサルタント&アドバイザー	Tte. Segundo Benítez 598 esq. Dr. Florentín Peña (Incas) Asunción	www.a-fines.com.py hmoriya@a-fines.com +595 (21) 556 700
38		Compass Japan S.R.L.	情報処理業務、コンサルティング他	Herminio Maldonado 1047 casi Austria Asunción	igaufam@yahoo.co.jp +595 (21) 662 385

NRO	ロゴ	会員名	業界	コンタクト	
39		CREA Estructuras S.R.L.	建設事務所	Dr. Mario Mallorquín casi Poeta José Rivera 2045 Asunción	samuelyoshizaki@gmail.com +595 984 536 098
40		Innovacion Tecnologica S.A. (INTESA)	ソフトウェア関連事業	15 de Agosto y Oliva Edificio Asunción Súper Centro, 2º Piso, Oficina 375 Asunción	ehigaki@intesa.com.py +595 (21) 452 323/4 +595 981 404-997
41		Ishida & Asociados	法律事務所	Caaguazú 1759 casi Avenida Médicos del Chaco Asunción	www.ishidalaws.com ishida.miguel@ishidalaws.com +595 (21) 550 177
42		Nippon Tour	旅行代理店	Bélgica 205B, casi Guido Spano Asunción	nippontour@hotmail.com +595 (21) 623 360
43		Onigiri S.R.L.	レストラン	Emeterio Miranda 1034 casi Lillo Asunción	www.onigiri.com.py igaue88@gmail.com +595 981 105 242
44		Projec' Tao Japan S.R.L.	専門商社、コンサルティング	Indio Francisco 3370 Asunción	projectaojapan.com www.facebook.com/projectao info@projectaojapan.com +595 961 681 064
45		Tokura Paraguay S.R.L.	建設コンサルティング	Dr. Jose Gómez Brizuela 1,335 casi Alex Boggino Asunción	Socio de negocios www.tokura.co.jp mhorikawa38@gmail.com +595 (21) 285 477
46		情報システムエンジニア 下副田 顕	ソフトウェア開発	Epifanio Méndez Fleitas 3370 Asunción	akirashimosoeda@gmail.com +595 (983) 506-377
47		商業エンジニア 安永クリスティーナ	商業、不動産	Pastora Céspedes 720 San Lorenzo	cristinayasunaga@gmail.com +595 981 989 434
48		商業エンジニア 西島 美佳	農業、商工	Valois Rivarola 966 Asunción	mikanishijima@gmail.com +595 (21) 201 735 +595 984 312 113
49		服部 孝治	講演者	Rca. Argentina 426 Asunción	+595 (21) 601-298
50		深山 哲夫	観光業		miyama@webtravel.jp +595 984 234 077
51		建築士 三井 真	建築士		makotomitsuimrd@gmail.com +595 986 302 480

日系組織・団体

日系農業協同組合中央会	
創立	1980年9月10日
地域	セントラル
住所	Calle Arq.Tomás Romero Pereira y 10 de Julio Fernando de la Mora
事業内容	信用貸し、営農指導・研修、CETAPARの運営管理
電話番号	(021) 509 525 - (021) 509 526 - (021) 509 527
メールアドレス	coopnikkei@gmail.com - coopnikkei2@gmail.com
会員数	5

コルメナ・アスンセーナ農産業協同組合	
創立	2004年7月1日
地域	セントラル
住所	Mercado de Abasto de Asunción bloque A, dep. 49-54. Av. Defensores del Chaco y Pykasu - Asuncion
事業内容	青果物の生産
電話番号	(021) 501 804 - (021) 501 815 - Fax: (021) 508 656
メールアドレス	coopcaica@gmail.com
会員数	48

アマンバイ農業協同組合	
創立	1960年9月15日
地域	アマンバイ
住所	Calle Bolivia, Barrio Defensores del Chaco, zona industrial km 1 - Pedro Juan Caballero
事業内容	大豆、ヒマワリとトウモロコシの生産
電話番号	(03362) 73 907
メールアドレス	coop.amambay@gmail.com
会員数	20

ラパス農業協同組合	
創立	1970年9月10日
地域	イタプア
住所	Ruta Graneros del Sur. Km 37,5 Distrito La Paz
事業内容	大豆、トウモロコシ、麦、ソルゴ、米、小麦粉の生産
電話番号	(0763) 20 100 - Fax: (0763) 20 100
メールアドレス	coop.lapaz@lapaz.coop.py
会員数	160



ピラポ農業協同組合	
創立	1960年11月3日
地域	イタプア
住所	Calle Brasilia y 22 de Setiembre Distrito Pirapó
事業内容	大豆、麦、ヒマワリ、米とトウモロコシの生産
電話番号	(0768) 245 220 - Fax: (0768) 245 210
メールアドレス	administracion@copirapo.com.py
会員数	137

イグアス農業協同組合	
創立	1961年12月10日
地域	アルトパラナ
住所	Av. Pdte.Stroessner e/ Japon y 14 de Mayo - Distrito Yguazú
事業内容	大豆、麦、ヒマワリ、トウモロコシ、ソルゴ、 小麦粉の生産
電話番号	(0632) 20 245 - (0632) 20 254 - Fax: (0632) 20 479
メールアドレス	coop.yguazu@tigo.com.py
会員数	85

日本人会

	創立	地域	住所	電話番号	メールアドレス	会員数
ラ・コルメナ パラグアイ日本文化協会	1956	パラグアリ	14 de Mayo esq. San Francisco Javier. La colmena	(0537) 223 355 Fax: (0537) 223 355	yoichiyama@live.com	53
アマンバイ日本人会	1972	アマンバイ	Tte Herrero y Curupayty Nº 390, P. J. Caballero	(0336) 272 529 Fax: (0336) 272 529	amambyjp@yahoo.co.jp	79
アスンシオン日本人会	1960	セントラル	Carios, Nº 1864 c/ Rca. Argentina Asuncion	(021) 553 357 (021) 559 563 Fax: (021) 559 563	asuncion_nikkai@hotmail.com	247
エンカルナシオン日本人会	1970	イタプア	Ruta internacional barrio Pacu Cua, calle Aquidaban casi Via Ferrea	(071) 202 268 (071) 202 889 Fax: (071) 203 687	nikkai@itacom.com.py	77
チャベス日本人会	1978	イタプア	Calle D-5 Capitán Miranda	(0770) 210 096 Fax: (0537) 223 355	aopoi28@yahoo.co.jp aso.jap.chavez@gmail.com	29
ラパス日本人会	1971	イタプア	Distrito de la Paz	(0763) 20 009 Fax: (0763) 20 009	asolapaz@yahoo.co.jp	142
ピラポ日本人会	1977	イタプア	Centro de la Ciudad de Pirapó	(0768) 245 223 (0768) 245 223 Fax: (0768) 245 371	piraponihonjinkai@gmail.com	217
イグアス日本人会	1980	アルトパラナ	Distrito Yguazú Km 41	(0632)20243 Fax: (0632) 20 468	nikkaiygy@hotmail.com	216
エステ日本人会	1969	アルトパラナ	Calle Joan Martinchin Km 5.5 Monday del Barrio San Jose, Ciudad del Este	(061) 570 037 Fax: (061) 570 037	ajeste@hotmail.com	50
セントロ日系	1987	セントラル	Calle D-5 Capitán Miranda Itaiguá	(029) 422 2001	centronikkeiparaguayo2@gmail.com	111

日系組織・団体

パラグアイ日系医師・歯科医会	
会長	三井ネルソン
副会長	中山アグスティーナ
メールアドレス	nmitsui@yahoo.com
会員数	44
※リストは、パラグアイ日系医師会に所属する医師・歯科医のみを対象としています。	

地域別専門医リスト	
アスンシオン	17
病理解剖学	1
消化器内科	1
外科	2
外科・エコー	1
小児外科	1
内科、循環器内科	1
周産期画像科（エコー） 産婦人科	1
エコー、内科	1
消化器科	1
画像診断	1
神経外科	1
眼科	2
小児科	1
整形外科	1
泌尿科	1
エステ	4
消化器外科	1
産婦人科	1
周産期画像科（エコー） 産婦人科	1
泌尿科	1
コロネル・ボガド	1
産婦人科	1
エンカルナシオン	10
消化器内科	1
エコー	3
眼科	1
小児科	1
その他	2
麻酔科	1
内科	1
ファン・エミリオ・オレアリ	1
消化器外科	1
ラ・コルメナ	1
小児科	1
ルケ	1
内科	1
ピラボ	1
小児科	1
サルトス・デル・グアイラ	1
内科	1

サンロレンソ	
消化器外科	1
内科	1
産婦人科	1
小児科	1
整形外科	1
産婦人科、子宮頸ガン細胞 検査、大腸内視鏡検査科	1
イグアス	1
家庭医、エコー	1
合計	44

専門医別リスト	
エコー	3
エコー、内科	1
画像診断	1
家庭医、エコー	1
眼科	3
外科	2
外科、エコー	1
産婦人科	3
産婦人科、子宮頸ガン細胞 検査、大腸内視鏡検査科	1
周産期画像科（エコー） 産婦人科	2
消化器科	1
消化器外科	3
消化器内科	2
小児科	5
小児外科	1
神経外科	1
整形外科	2
内科	4
内科、循環器内科	1
病理解剖学	1
麻酔科	1
泌尿科	2
その他	2
合計	44

日系弁護士・公証人会	
会長	濱頭オスカル
副会長	白川マルコス
秘書	山本ヨシヲ
会員数	40
※リストは、日系弁護士・公証人会のみを対象としています。	

地域別専門リスト	
アスンシオン	15
女性弁護士	8
男性弁護士	5
公証人	1
その他	1
エンカルナシオン	6
女性弁護士	3
男性弁護士	2
公証人（女性）	1
フェルナンド・デ・ラ・モラ	3
男性弁護士	3
エルナンダリアス	2
女性弁護士	1
男性弁護士	1
ランバレ	3
男性弁護士	2
公証人	1
その他	6
女性弁護士	3
その他	3
パラグアリ	1
男性弁護士	1
ピラボ	2
男性弁護士	1
公証人（女性）	1
サンロレンソ	1
公証人（女性）	1
イグアス	1
その他	1
合計	40

専門別リスト	
労働法	1
民法、刑法	1
民法、労働法、翻訳（英語）	1
民法	2
民法、商法、労働法	2
民法、商法、刑法、労働法	1
民法、商法、会社法、刑法、知的財産法	1
民法、刑法、労働法、会社法	1
民法、刑法	6
民法	1
保険法	1
商法、労働法	1
商法、金融法	1
司法書士	1
公文書翻訳	1
公証人	5
公証人（不動産）	1
憲法、民法、商法	1
刑法、刑事訴訟法	2
会社法	3
その他	6
合計	40

パラグアイ日本語 通訳翻訳協会	
会長	正岡 エレナ
副会長	菊池 エリカ
メールアドレス	atijpparaguay@gmail.com
会員数	10
※リストは、パラグアイ日本語 通訳翻訳協会のみを対象としています。	

地域別専門リスト	
セントラル	9
女性	4
男性	5
ベドロ・ファン・カバジェロ	1
男性	1
合計	10

日系農業エンジニア会	
会長	森谷ヘンリー
副会長	久保田ビクトリア 莉花
秘書	小西バルトロメ
メールアドレス	hmoriya@a-fines.com
会員数	50
※リストは、日系農業エンジニア会のみを対象としています	

会員の点在する地域	
アスンシオン	
エステ	
エンカルナシオン	
ラ・コルメナ	
ラパス	
ベドロ・ファン・カバジェロ	
ピラボ	
サンベドロ	
イグアス	

政府機関 名称・固有名詞

略	正式名称	和訳
AFD	Agencia Financiera de Desarrollo	開発金融機構
AEP	Agencia Espacial del Paraguay	宇宙開発機構
ANDE	Administración Nacional de Electricidad	国家電力公社
BCP	Banco Central del Paraguay	パラグアイ中央銀行
BNF	Banco Nacional de Fomento	国立勸業銀行
CAH	Crédito Agrícola de Habilitación	農業金融公庫
CONACYT	Consejo Nacional de Ciencia y Tecnología	国家科学技術委員会
DINAC	Dirección Nacional de Aeronáutica Civil	国家民間航空局
DNA	Dirección Nacional de Aduanas	国家税関局
ESSAP	Empresa de Servicios Sanitarios del Paraguay	パラグアイ衛生サービス会社
FONAVIS	Fondo Nacional de la Vivienda Social	国家住宅基金
IPS	Instituto de Previsión Social	社会保険庁
MAG	Ministerio de Agricultura y Ganadería	農牧省
MDI	Ministerio del Interior	内務省
MDN	Ministerio de Defensa Nacional	国防省
MDS	Ministerio de Desarrollo Social	社会開発省
MEC	Ministerio de Educación y Ciencias	教育科学省
MH	Ministerio de Hacienda	財務省
MIC	Ministerio de Industria y Comercio	商工省
MITIC	Ministerio de Tecnologías de la Información y Comunicación	情報通信技術省
MJ	Ministerio de Justicia	法務省
MM	Ministerio de la Mujer	女性省
MOPC	Ministerio de Obras Públicas y Comunicaciones	公共事業通信省
MRE	Ministerio de Relaciones Exteriores	外務省
MSPBS	Ministerio de Salud Pública y Bienestar Social	厚生福祉省
MTESS	Ministerio de Trabajo, Empleo y Seguridad Social	労働雇用社会保障省
MUVH	Ministerio de Urbanismo, Vivienda y Hábitat	住宅都市開発省
REDIEX	Red de Inveriones y Exportaciones	投資輸出促進局（商工省）
SEN	Secretaría de Emergencia Nacional	国家緊急事態庁
SENACSA	Secretaría Nacional de Calidad y Salud Animal	国立家畜品質衛生局
SENAVE	Servicio Nacional de Calidad y Sanidad Vegetal y de Semilla	国立植物・種子品質・防疫局
SENAD	Secretaría Nacional Antidrogas	国家麻薬対策庁
SENATUR	Secretaría Nacional de Turismo	国家観光庁
SENAVITAT	Secretaría Nacional de la Vivienda y el Hábitat	国家住宅・居住環境庁
SEPRELAD	Secretaría de Prevención de Lavado de Dinero o Bienes	マネーロンダリング対策庁
SET	Subsecretaría de Estado de Tributación	国税局
SFP	Secretaría de la Función Pública	公務庁
SNC	Secretaría Nacional de Cultura	国家文化庁
SND	Secretaría Nacional de Deportes	国家スポーツ庁
STP	Secretaría Técnica de Planificación del Desarrollo Económico y Social	経済・社会開発企画庁
UTGS	Unidad Técnica Gabinete Social	大統領府社会政策局技術ユニット



EMBAJADA DEL JAPÓN
EN PARAGUAY

在パラグアイ日本国大使館
Avenida Mariscal López 2364,
Asunción - Paraguay
+595 (21) 604 616 (R.A.)
Fax +595 (21) 606 901
japon.embajada@as.mofa.go.jp
www.py.emb-japan.go.jp

領事班

japon.consulado@as.mofa.go.jp

広報文化班

japon.cultural@as.mofa.go.jp

経済協力班

japon.keikyo@as.mofa.go.jp

経済班

japon.economia@as.mofa.go.jp

在エンカルナシオン領事事務所

Calle Tomás Romero Pereira 631
e/Lomas Valentinas,
Encarnación - Paraguay
+595 (71) 202 287, 202 288
Fax +595 (71) 205 130
cons.japon.enc@as.mofa.go.jp
www.py.emb-japan.go.jp

JETRO

Japan External Trade Organization

**独立行政法人日本貿易振興機構
(ジェトロ)**

Edificio Comega, Avda. Corrientes 222,
piso 9,
Buenos Aires - Argentina
+54-11-5235-0977
infobuenosaires@jetro.go.jp
www.jetro.go.jp/argentina/



**独立行政法人 国際協力機構
JICAパラグアイ事務所**

Av. Mariscal López 3794 esq. Cruz del Chaco,
Edificio CITIBANK Center piso 5,
Asunción - Paraguay
+595 (21) 608 400/4
Fax +595 (21) 6084 06
pg_oso_rep@jica.go.jp
www.jica.go.jp/paraguay



在パラグアイ日本商工会議所

Caaguazú 1759 y Av. Médicos del Chaco,
Asunción - Paraguay
+595 (21) 328 7400
+595 (971) 707 393
www.camarajaponesa.com.py

